

第三次 足立区環境基本計画 (答申案)

足立区環境審議会

注)平成28年12月9日に開催された環境審議会でご審議頂いた第三次足立区環境基本計画・足立区環境保全行動指針(案)との変更箇所を、下線で示しています。

- 目 次 -

計画編 第三次足立区環境基本計画 (1～59 ページ)

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 第Ⅰ章 | 計画の基本的事項 | 2 |
| 第Ⅱ章 | 計画の策定にあたって | 5 |
| 第Ⅲ章 | 計画の体系 | 14 |
| 第Ⅳ章 | 各柱の施策と取組み | 20 |
| 柱 1 | 地球温暖化・エネルギー対策(足立区地球温暖化対策実行計画) | 20 |
| 柱 2 | 循環型社会の構築 | 28 |
| 柱 3 | 安全安心で快適な暮らしの確保 | 35 |
| 柱 4 | 自然環境・生物多様性の保全(足立区生物多様性地域戦略) | 40 |
| 柱 5 | 学びと行動のしくみづくり(足立区環境教育等行動計画) | 47 |
| 第Ⅴ章 | 計画の進行管理 | 55 |

行動編 足立区環境保全行動指針 (61～84 ページ)

| | | |
|-----|----------------|----|
| 柱 1 | 地球温暖化・エネルギー対策 | 63 |
| 柱 2 | 循環型社会の構築 | 71 |
| 柱 3 | 安全安心で快適な暮らしの確保 | 76 |
| 柱 4 | 自然環境・生物多様性の保全 | 78 |
| 柱 5 | 学びと行動のしくみづくり | 82 |

資料編 (85～107 ページ)

| | | |
|------|--------------------------|----|
| 資料 1 | CO ₂ 削減目標の考え方 | 86 |
| 資料 2 | 指標の定義 | 90 |
| 資料 3 | 計画策定の経過 | 92 |
| 資料 4 | 用語解説 | 96 |

本書は、足立区環境基本条例に基づき、作成するものです。

「計画編」(1ページから59ページまで)は、同条例第8条に基づく足立区環境基本計画で、「行動編」(61ページから84ページまで)は、同条例第9条の規定に基づく足立区環境保全行動指針です。

本文中「*」で表示されている語については、資料4(96～107ページ)に解説を記載しています。

ただし、その言葉が同じページに複数回記載されているときは、そのページで最初に記載されている場所だけ*をつけています。

計画編

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、区の施策を環境の視点から整理・体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全に関する基本的方向を示す計画として策定します。

2. 計画の対象地域

本計画で対象とする地域は、足立区全体とします。

3. 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、足立区環境基本条例第4条に示される範囲を基本とします。

足立区環境基本条例第4条

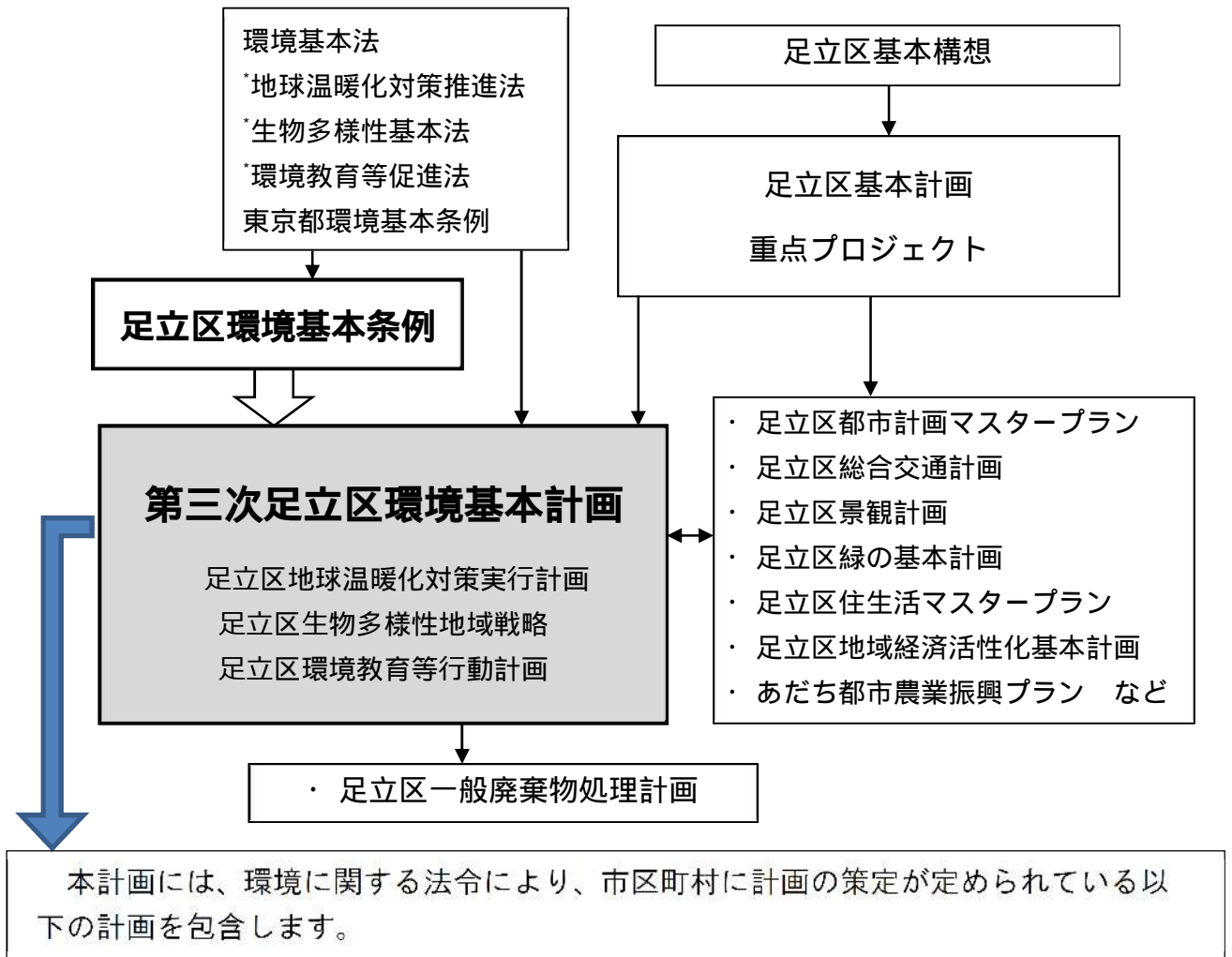
区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止及び生活環境の保全
 - (2) 有害物質等による汚染等のない、安心して暮らせる都市環境の保全
 - (3) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全及び野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
 - (4) 人と自然の豊かな触れ合いの確保
 - (5) 良好な景観の保全及び地域の環境特性を生かしたまちづくり
 - (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
 - (7) 地球の温暖化の防止、*オゾン層の保護等の地球環境の保全
 - (8) 前各号に掲げるもののほか環境への負荷の低減に関する事項
- 2 区は、環境の保全について事業者及び区民と協働して推進する責務を有する。

4. 計画の期間

2017（平成29）年度から2024（平成36）年度までの8年間とします。

5. 足立区の環境関連の計画体系



(1) 足立区地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)第21条第3項に規定されている「区域の自然的社会的条件に応じて*温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画」で、柱1「地球温暖化・エネルギー対策」(20～27ページ)が該当します。

(2) 足立区生物多様性地域戦略

生物多様性基本法第13条に規定されている「区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」で、柱4「自然環境・生物多様性の保全」(40～46ページ)が該当します。

(3) 足立区環境教育等行動計画

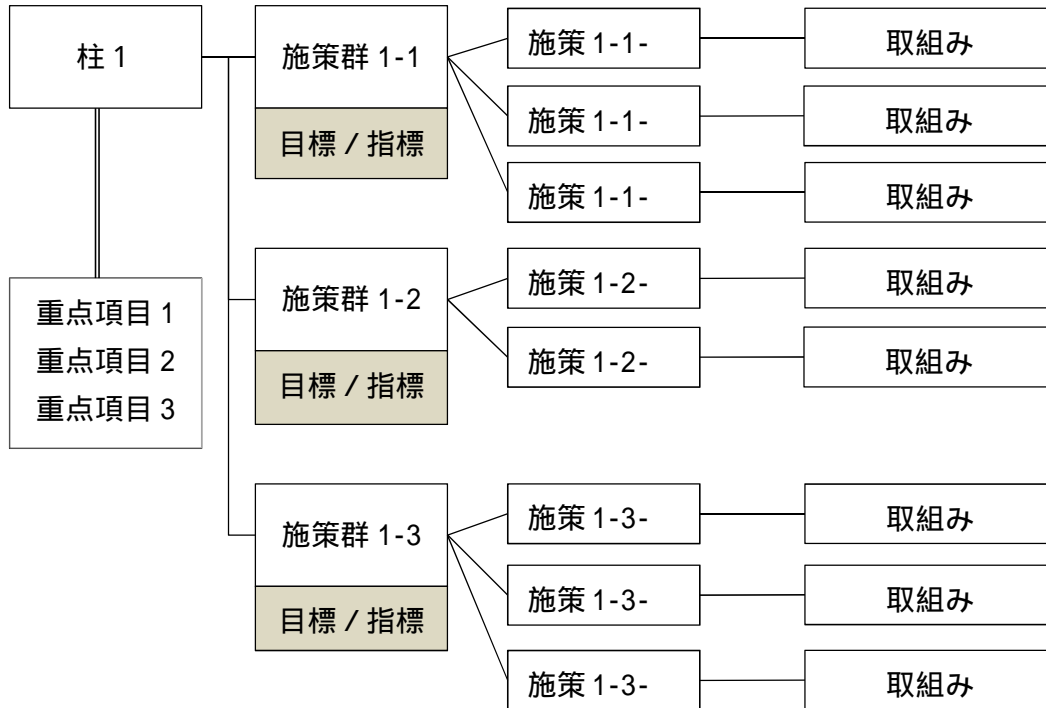
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(*環境教育等促進法)第8条に規定されている「区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」で、柱5「学びと行動のしくみづくり」(47～54ページ)が該当します。

6. 計画の構成

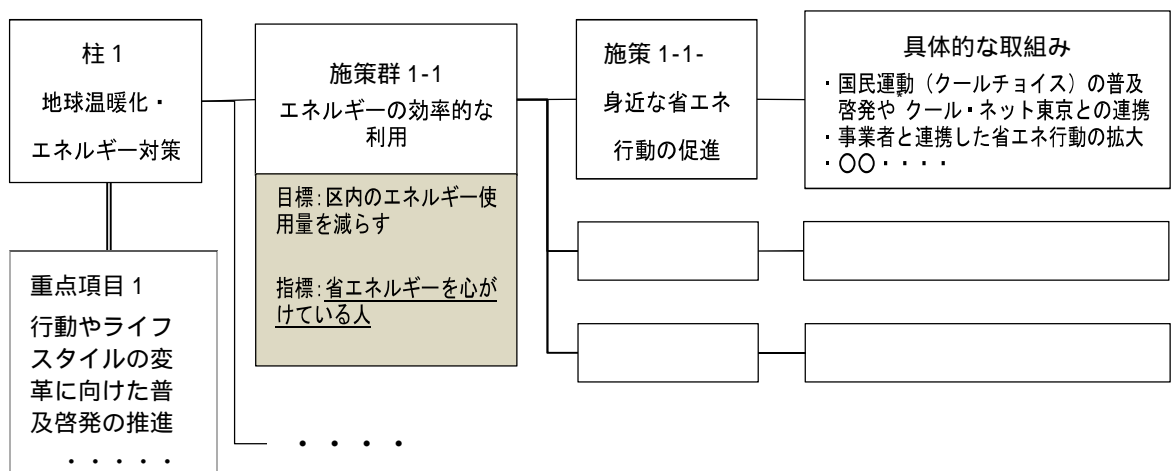
本計画では、分野別の5つの柱、その下の施策群、施策、取組みという4つの階層に分けて整理しています。施策群ごとに1つずつ目標を定め、目標の進捗状況は、指標の数値で示し、管理していきます。

また、柱ごとに、重点項目を位置付け、優先的に取組みを進めます。

構成のイメージ図



柱 1 地球温暖化・エネルギー対策の具体例



第II章 計画の策定にあたって

1. 地球環境を取り巻く動向

(1) 地球温暖化（気候変動）

世界の地球温暖化対策

地球温暖化により、沿岸の低地や小さな島の水没、乾燥地域における農業や牧畜への影響、暑い期間が増えることによる健康被害、生態系や生物多様性の変化などの悪影響が見込まれます。

こうしたことから 2010（平成 22）年にメキシコのカンクンで開かれた国連気候変動枠組条約第 16 回締約国会議（COP16）で、地球全体の年平均気温の上昇を産業革命前と比べ 2 未満に抑えるという国際的な目標（2 目標）などが合意されました。（カンクン合意）

各国の専門家が地球温暖化問題について科学的な研究を行う国連の政府間機構「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が、2013（平成 25）年に最新の知見を駆使してまとめた、地球温暖化（気候変動）に関する第 5 次報告書では、2 目標を達成するためには、2050 年の温室効果ガス排出量は 2010（平成 22）年比の 40～70%、2100 年にはほぼゼロとする必要があるとしています。

このような状況の中、2015（平成 27）年に、フランスのパリで開かれた第 21 回締約国会議（COP21）において、地球温暖化対策の新たな国際的な枠組みであるパリ協定が採択されました。この協定は、世界各国が協力して気候変動対策を推進する今までにない枠組みです。

このパリ協定は、55 か国かつ世界の温室効果ガス排出量の 55%以上の批准という二つの要件を満たし、2016（平成 28）年 11 月 4 日に発効し、日本も 11 月 8 日に批准しました。今後、国際的な気候変動対策が進んでいくことが期待されています。

パリ協定の主な内容

産業革命前と比較した世界の平均気温上昇の世界共通の長期目標を、カンクン合意に基づく 2 目標のみならず、1.5 未満に抑えることについても言及

主要排出国を含むすべての国が温室効果ガスの削減目標を 5 年ごとに提出・更新し、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受ける

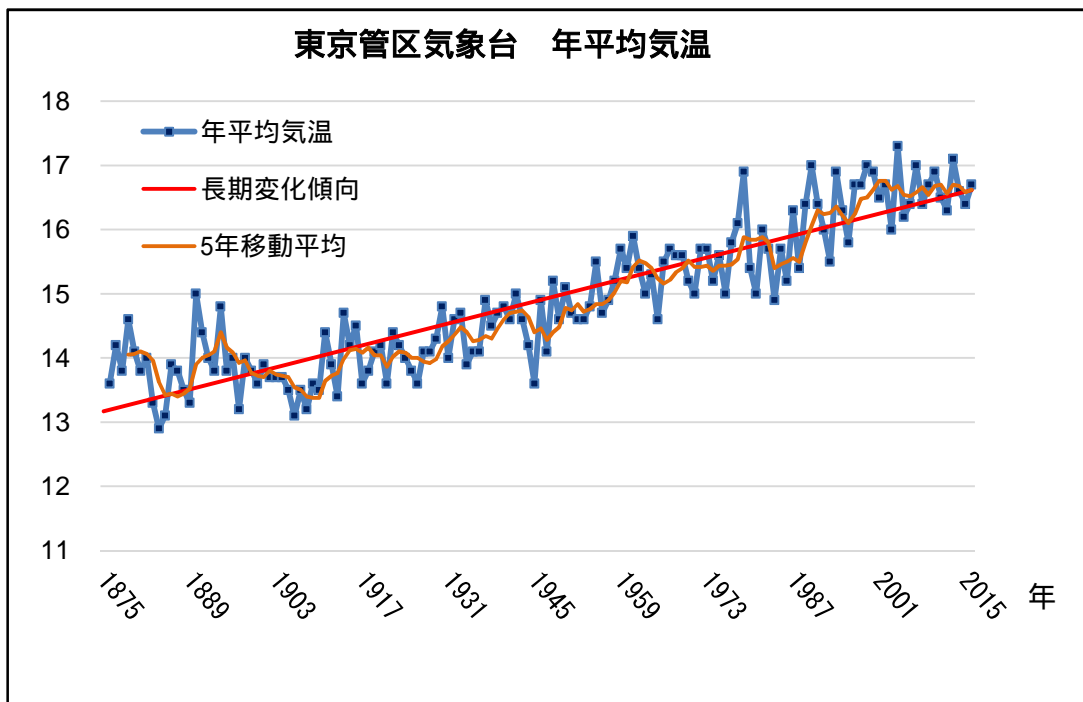
森林等の二酸化炭素吸収源の保全・強化の重要性について言及
途上国における森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組みを構築する
先進国が引き続き資金を提供し、途上国も自主的に資金を提供する
5 年ごとに世界全体の状況を把握する仕組みを構築する

日本の地球温暖化対策

政府は、2015（平成 27）年 7 月、「日本の約束草案」を国連*気候変動枠組条約事務局に提出しました。約束草案では、*温室効果ガスを 2030（平成 42）年度に 2013 年度比で 26%削減する目標を定めることとしており、この数字がパリ協定に基づく日本の削減目標となります。

この削減目標を具体的に達成するために、2016（平成 28）年 5 月、「地球温暖化対策計画」を策定し、国全体（政府、地方公共団体、国民、事業者等）で取り組むべき対策を盛り込んでいます。

日本の地球温暖化の傾向を把握するため、長期間に渡って均質なデータを確保でき、都市化の影響が比較的少ないとみられる 15 観測地点において気象庁が気温の変化傾向を調べています。それによると、日本の年平均気温は、100 年あたり 1.14 の割合で上昇しており、地球全体の傾向を上回っています。東京はこの 15 観測地点には含まれていませんが、*ヒートアイランド現象の影響も加わり 100 年あたり 2.4 の割合で上昇しています。



東京管区気象台（千代田区）における平均気温の長期変化

出典：「気候変化レポート 2015 関東甲信・北陸・東海地方」（東京管区気象台）をもとに作成

すでに日本各地で温暖化が進んでいて、地域によっては大きな影響も生じています。こうしたことから、温室効果ガス削減などの*気候変動緩和策に加え、気候の変化を前提に、社会のしくみに対応させていく*適応策の両面から対策を進めていく必要があります。

政府は 2015（平成 27）年 11 月、「気候変動の影響への適応計画」をまとめました。この計画では、適応策を推進することで、気候変動の影響による被害

を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指しています。この計画には、農林水産業、水環境・水資源、自然災害、生態系、健康などの分野での施策が盛り込まれています。

(2) 資源循環と廃棄物対策

2000（平成 12）年に、`循環型社会形成推進基本法を始めた各種`リサイクル法が制定されました。これ以降、`天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する`循環型社会の形成を目指して、`3 R（`リデュース・`リユース・`リサイクル）をはじめとする様々な施策が、国や地方公共団体等によって行われています。その結果、2013（平成 25）年の廃棄物の最終処分量は 2000（平成 12）年と比べ約 70%も減少し、循環利用率は 10.0%から 16.1%と、着実に増大しています。（平成 28 年版環境白書）

一方で、資源の消費は、世界全体で増大し、資源の逼迫や資源採掘・消費に係る環境影響の増大が懸念され、循環型社会を形成することがますます必要になっています。

循環には、大気環境、水環境、土壌環境、生態系等が織りなす自然界の健全な形での資源の循環である「自然循環」と、経済社会システムにおける活動の中核であるモノの生産、流通、消費、廃棄という一連の過程である「経済社会システムにおける物質循環」の二種類があり、これら「二つの循環の調和」を図ることも重要です。

循環型社会を目指すうえで、廃棄物の減量は欠かせません。現在、足立区をはじめとする東京 23 区のごみは、焼却等の中間処理を経て、最終的に東京湾に埋立て処分をしています。現在作業が行われている中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場が最後の埋立処分場です。残された貴重な埋立処分場を一日でも長く使用するため、ごみの減量や資源化を今まで以上に進めていくことが求められています。

(3) 生物多様性

46 億年の地球の歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生物が生まれました。これらの生物は、一つひとつに個性があり、互いに支えあって生きています。生物の豊かな個性と、それら生物のつながりを生物多様性といい、全ての生物は、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系の恵みによって支えられています。

生物多様性を保全するため、1992（平成 4）年に「^{*}生物多様性条約」が採択され、国際的な取組みが進められています。国連生物多様性条約事務局は定期的に「地球規模生物多様性概況」を公表しています。2001（平成 13）年から 2005（平成 17）年にかけて 1,000 人を超える専門家が参加して地球規模で生物多様性や生態系を評価しました。

2010（平成 22）年に、名古屋市で開催された同条約の第 10 回締約国会議で、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指した「戦略計画 2011-2020」及び、2020（平成 32）年までに生物多様性の損失を止めるため効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標である「愛知目標」(9 ページ参照)が掲げられ、多くの締約国はこの達成に向けて、様々な取組みを実施しているところです。

政府も、2012（平成 24）年 9 月に「^{*}生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、2020（平成 32）年までの重点施策として以下の 5 つの基本戦略を定めています。

生物多様性を社会に浸透させる
地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
森・里・川・海のつながりを確保する
地球規模の視野を持って行動する
科学的基盤を強化し、政策に結びつける

しかし、日本の生物多様性は、以下の 4 つの危機にさらされています。生物の大量絶滅は、過去にもありましたが、現在は人間活動による影響が主な要因で、絶滅のスピードは自然状態の約 100～1,000 倍にも達し、日本の野生動植物の約 3 割が絶滅の危機に瀕しています。

開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
^{*}外来種などの持ち込みによる生態系バランスの破壊
地球温暖化による気温の上昇や水温の上昇等に伴う生態系の危機

* 生物多様性戦略計画 2011-2020 (愛知目標)

長期目標 (Vision) <2050 年>

「自然と共生する (Living in harmony with nature)」世界

「2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

短期目標 (Mission) <2020 年>

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

これは 2020 年までに、抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。その結果、地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

個別目標 (Target)

目標 1: 人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
 目標 2: 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。
 目標 3: 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・運用される。
 目標 4: すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。
 目標 5: 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。
 目標 6: 水産資源が持続的に漁獲される。
 目標 7: 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。
 目標 8: 汚染が有害でない水準まで抑えられる。
 目標 9: 侵略的外来種が制御され、根絶される。
 目標 10: サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生体系への悪影響を最小化する。

目標 11: 陸地の 17%、海域の 10% が保護地域等により保全される。
 目標 12: 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。
 目標 13: 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。
 目標 14: 自然の恵みが提供され、回復・保全される。
 目標 15: 劣化した生態系の少なくとも 15% 以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。
 目標 16: 「A B S に関する」名古屋議定書が施行、運用される。
 目標 17: 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。
 目標 18: 伝統的知識が尊重され、主流化される。
 目標 19: 生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。
 目標 20: 戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。

生物多様性戦略計画 2011-2020 (愛知目標)

出典: 「平成 24 年版 図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書」(環境省)

2. 国連の持続可能な開発目標

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）とは、2015（平成 27）年 9 月、国連総会において採択され、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されています。途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の 3 本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させるものです。

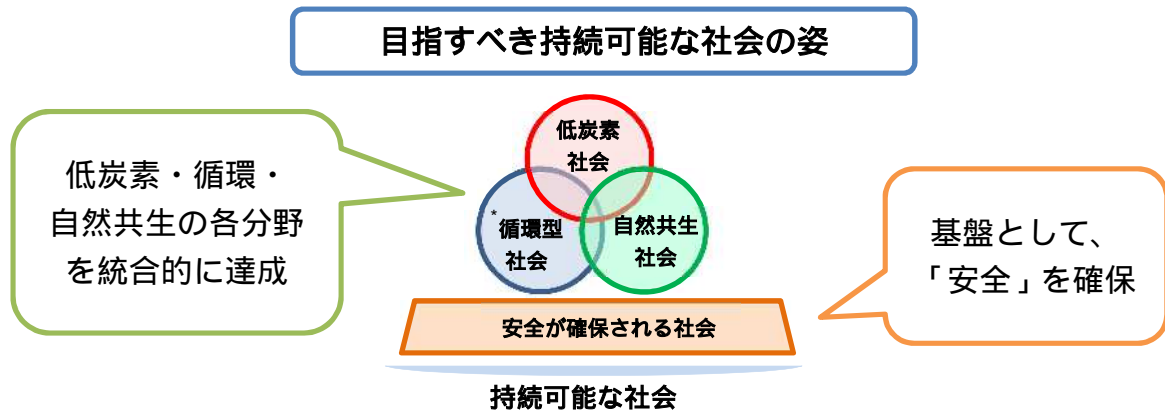
特に環境面においては、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産、気候変動への対処、海洋・海洋資源の保全、生物多様性等の視点が新たに盛り込まれ、今後の国の施策だけでなく、自治体の環境施策においても指針とすべきものとなっています。

「持続可能な開発目標」における 17 の目標

出典：国際連合広報センターHP

3. 国の環境基本計画

政府は、2012（平成 24）年 4 月に「第四次環境基本計画」を策定しました。この計画は、以下に示す「目指すべき持続可能な社会の姿」に向けて、基本的な方針を示す「持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向」と、方針に基づく具体的な展開である「9つの優先的に取り組む重点分野」などによって構成されています。



第四次環境基本計画の「目指すべき持続可能な社会の姿」

出典：「第四次環境基本計画」（環境省、平成 24 年度）をもとに作成

「持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向」

| |
|--|
| <p>政策領域の統合による持続可能な社会の構築（環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上、環境政策分野間の連携）</p> <p>国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化（国益と地球益の双方の視点）</p> <p>持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成</p> <p>地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進</p> |
|--|

第四次環境基本計画の「9つの優先的に取り組む重点分野」

| 重点分野 |
|--------------------------------------|
| 1. *経済・社会のグリーン化と*グリーン・イノベーションの推進 |
| 2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進 |
| 3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進 |
| 4. 地球温暖化に関する取組 |
| 5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組 |
| 6. 物質循環の確保と循環型社会の構築 |
| 7. 水環境保全に関する取組 |
| 8. 大気環境保全に関する取組 |
| 9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組 |

4. 東京都の環境基本計画

東京都は、2016（平成 28）年 3 月に新たな「東京都環境基本計画 2016」を策定しました。

5 つの政策の柱を、「最高水準の都市環境の実現」「サステナビリティ」「連携とリーダーシップ」の視点から展開し、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を図ることとしています。

| 政策展開の視点 | 目標年次 | |
|--|---|--|
| | 最高水準の都市環境の実現 | サステナビリティ 連携とリーダーシップ |
| 「世界一の環境先進都市・東京」の実現 | 政策1 スマートエネルギーの年の実現 | |
| | 2030年までに ¹ 温室効果ガス排出量を30%削減 2030年までに ² 再生可能エネルギーによる電力利用割合30% 程度 2030年までに ³ 燃料電池自動車20万台、水素ステーション150か所 | 中小規模事業所等への取組支援 住宅の省エネ性能向上 地産地消型再生可能エネルギー導入の拡大 ⁴ 水素エネルギーの普及・拡大 |
| | 政策2 ⁵ 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 | |
| | 2030年度に一般廃棄物 ⁶ リサイクル率37% 2030年度に最終処分量を25%削減（2012年度比） | ⁷ 食品ロス削減の促進 事業系廃棄物のリサイクルの促進 先進企業等と共同したモデル事業の実施 新たなスタイルによる公共空間の美化 |
| | 政策3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 | |
| 2030年度に保全地域等での自然体験活動参加者数延べ5万人 自然公園の潜在的な魅力の掘り起し | 花と緑による都市環境の向上 生物多様性に配慮した緑化の推進 多様な主体の参画による自然環境の保全 新たな時代にふさわしい自然公園のあり方検討 | |
| 政策4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 | | |
| 2030年度までに全ての測定局における ⁸ 光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下 真夏に人々の感じ居る暑さが軽減されるエリアの増加 | 低 ⁹ NO _x ・低CO ₂ 小規模燃料機器の普及拡大 暮らしに身近な低 ¹⁰ VOC商品の選択促進 ¹¹ クールスポットなど暑熱環境の改善 | |
| 政策5 環境政策の横断的・総合的な取組 | | |
| 多様な主体との連携、世界の諸都市との技術協力等の推進 環境学習、環境広報の充実強化 | 世界の諸都市との政策連携・技術協力 都民、 ¹² NGO/NPO、企業との連携 次世代の人材育成等の充実・強化 東京都環境科学研究所の機能強化 | |

東京都環境基本計画 2016 の全体像

出典：東京都環境基本計画 2016（東京都）

5. 足立区環境基本条例

足立区環境基本条例は、1999（平成 11）年に制定され、区の環境保全に関する基本理念を定め、区、事業者及び区民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の区民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保し、地球環境の保全に寄与することを目的としています。

条例第 3 条において、基本理念が定められています。

【足立区環境基本条例の基本理念】

- （ 1 ）豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ
- （ 2 ）環境との調和のとれた持続可能な社会を構築する
- （ 3 ）それぞれが立場に応じた役割を果たすとともに連携して取り組む

条例第 8 条において、「区長は、地域の環境を総合的かつ計画的に保全するとともに、地球環境の保全に寄与するために足立区環境基本計画を策定しなければならない」と、環境基本計画の策定が義務付けられています。

6. 「環境サミット in 足立」宣言文

2008（平成 20）年度に開催された「環境サミット in 足立」において、区は、地球温暖化防止に貢献していくことを宣言しました。

「環境サミット in 足立」宣言文（全文）

足立区は、四方を一級河川に囲まれた水と緑豊かなまちです。この恵まれた自然環境は、私たちの生活にゆとりと潤いを与えてくれる、なくてはならない大切なパートナーでもあります。

しかしながら、永年にわたり、人間が経済最優先の物質的な繁栄を求め続けたことにより、環境は置き去りにされ、地球温暖化は加速的に進行してしまいました。その影響は、生態系の変化、氷河の融解など、具体的な形となって現れはじめています。

地球温暖化のもたらす危機は、将来世代が直面する「未来の危機」であるばかりではありません。海面上昇による影響は、海拔 0 メートル地帯を多く抱える足立区にとって、区民の生命、財産、健康をも脅かす「今そこにある直接的な危機」でもあるのです。

この身近に迫る地球温暖化の影響を最小限に食い止め、ふるさと地球を確実に未来に引き継ぐためには、私たちが今すぐに行えることから、一つひとつ地球環境に配慮した行動をとっていくことが何よりも大切です。

足立区は、全ての区民、事業者、そして、国や全国自治体と手をたずさえ、高い志をもった「日本一地球にやさしいひとのまち」を築き上げることを通じて、地球温暖化防止に貢献していくことを、ここに宣言いたします。

第III章 計画の体系

1. 足立区基本構想における将来像

足立区基本構想において、足立区に暮らす人々が「このまちで暮らせて良かった」と心から思い、真の豊かさを実感することができるように、目標とする足立区の将来像（以下「区の将来像」という。）を掲げています。

| |
|--------------------------------------|
| 協創力をつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立 |
|--------------------------------------|

今後、区が直面する課題や変化を克服するためには、人口減少、少子・超高齢社会を支えるための「活力の維持・確保」とともに、変化に柔軟に対応できる「進化」が求められています。そのためには、これまで進めてきた「協働」をさらに深化、発展させ、区民と行政が変化する状況とともに挑み、解決していくしくみも必要です。

協働を発展させ、多様な主体が互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支え合うしくみである「協創」を進めることで、それぞれの想いや力が重なり合いまちを創る力「協創力」が生まれ、さらに協創力が「活力」と「進化」を相乗作用で生み出すことにより、区の将来像の実現につながっていきます。

また、このような区の将来像を実現するためには、将来にわたって環境が保全された持続可能なまちであることが求められるため、第三次足立区環境基本計画における取組みが区の将来像の実現を支える基盤にもなります。

2. 計画の基本体系

本計画において、「環境の視点から目指す姿」を定めます。これは、上位計画である基本構想の区の将来像を踏まえたものとしませんが、環境の保全は、区の将来像の実現を支える基盤でもあるため、両者は相互に深く関わるものです。

足立区は、住宅都市でもあり、中小事業者の多いまちでもあります。日々の暮らしや経済活動によって、環境負荷を生み出しています。一方で、人口が多いことは、一人ひとりの環境保全への取組みが大きな力となる可能性を秘めていることも示しています。一人ひとりが未来の地球を想い、つながり、そして行動することで、「地球にやさしいひと」になります。多くの「地球にやさしいひと」の力を結集し、日本で一番「地球にやさしいひとのまち」を目指します。

目指す姿を実現するために、本計画では4つの視点を定めました。この視点を踏まえて、5つの柱の施策に取り組み、「地球にやさしいひとのまち」を実現していきます。なお、5つの柱のうち、「学びと行動のしくみづくり」は、他の柱の施策や取組みのベースとなる分野横断的な柱に位置付けます。

第三次足立区環境基本計画の基本体系

足立区基本構想の目指す将来像

協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立

環境の視点から目指す姿

基本方針

地球にやさしい ひと のまち

かけがえのない地球環境を守るため、
すべての ひと が自ら学び考え、実践するまち

足立区で暮らし、働き、活動するすべての「ひと」が、環境について学び、自ら率先して環境負荷の少ない行動を選択して実践します。

この一つひとつの行動がつながり、区内全体に広がり、将来にわたって環境負荷の少ない快適で持続可能なまち。

そんな、日本で一番「地球にやさしい ひと のまち」を目指します。

「ひと」には、区民だけでなく、区内在勤・在学者、事業者・団体・NPO など区に関わるあらゆる主体を含みます

第三次足立区環境基本計画は、次の4つの視点と5つの柱立てからなる施策で「地球にやさしいひとのまち」を目指します。

4つの視点

学び考え、行動する『ひと』

地球環境を意識して、未来のために自発的に行動するとともにその輪を広げていく「ひと」

環境負荷の少ない『暮らし』

すべての「ひと」が実践する低炭素、資源循環、自然共生型の暮らし

環境と調和した『まち』

みどりや水辺環境が保全され、豊かな自然環境と便利で快適な都市機能が調和したまち

「ひと」と活動を支える『区』

自ら学び考え、行動する「ひと」を育成し、つなげ、活躍するしくみづくりで活動を支える区

5つの柱 (各柱に重点項目を設定します。)

柱1

地球温暖化
・エネルギー対策

エネルギーを賢く使うとともに、気候変動に適応できるまちをつくる

柱2

*循環型社会の構築

暮らし方の工夫で、ごみを減らすとともに、資源が循環するまちをつくる

柱3

安全安心で快適な
くらしの確保

公害等防止し、より健康で快適な生活環境の維持、向上をはかる

柱4

自然環境・生物
多様性の保全

「ひと」と自然が相互に関わっていることを認識し、多様な生物と共生できるまちをつくる

柱5

学びと行動の
しくみづくり

すべての「ひと」が環境について共に学び、行動するしくみをつくる

柱5 は分野横断的な位置づけです。

第三次足立区環境基本計画 施策体系

柱1 地球温暖化・エネルギー対策 (足立区地球温暖化対策実行計画) (20～27 ページ)

施策群 1-1 エネルギーの効率的な利用 「エネルギー使用量を減らす」

身近な省エネ行動の促進
高効率な設備・機器への更新
建物の省エネ性能の向上
低炭素な交通手段への転換

施策群 1-2 低炭素なエネルギーの利用拡大 「エネルギーをつくる」

太陽エネルギーの利用促進
*低炭素エネルギー導入可能性の検討

施策群 1-3 CO₂吸収量の増大と気候変動の影響への適応 「気候変動に備える」

CO₂吸収量を増やす取組みの推進
気候変動の影響への適応

柱2 *循環型社会構築 (28～34 ページ)

施策群 2-1 廃棄物減量の推進 「*リデュース」

日常的なごみ減量行動の促進
資源ロスの削減

施策群 2-2 持続可能な資源利用への転換 「*リユース、*リサイクル」

身近なリユースを促すしくみづくり
資源化品目の拡充とリサイクルを促すしくみづくり
水の循環の推進

施策群 2-3 廃棄物の適正処理 「ごみの適正処理」

排出ルール周知徹底とごみ集積所の美化
事業系廃棄物の処理責任の徹底と適正処理の向上
社会状況の変化に即した適正処理のしくみづくり
*災害廃棄物対策強化

柱3 安全安心で快適なくらしの確保 (35～39 ページ)

施策群 3-1 生活環境の保全と公害対策の推進「安全安心に暮らせる生活環境を確保する」

工場、事業場等への公害規制指導
 大気、水質、騒音等の定期的な調査
 公害苦情の相談への対応
 土地・建物の適正な管理の推進

施策群 3-2 快適で美しいまちづくり 「美しい生活環境をつくる」

安全、快適を実現する計画的なまちづくりの推進
 美しいまちの創出と維持

柱4 自然環境・生物多様性の保全 (足立区生物多様性地域戦略) (40～46 ページ)

施策群 4-1 自然や生物とふれあう機会の提供 「知る・ふれあう」

自然や生物への関心を高める取組みの推進
 自然体験や生物とふれあう機会の充実

施策群 4-2 生物多様性への理解と取組みの推進 「学ぶ・取り組む」

生物多様性に対する理解の促進
 区内の身近な生物の調査と生息環境の保全

施策群 4-3 多様な生物が暮らす自然環境の保全と創出 「守る・創る」

緑地、樹木、農地、河川等の自然環境の保全
 生物多様性を考慮した緑化や公園等の整備と維持管理

柱5 学びと行動のしくみづくり (足立区環境教育等行動計画) (47～54 ページ)

施策群 5-1 環境情報の発信と環境意識の向上 「知る」

環境に関する情報、環境配慮行動の発信
 環境への意識を高める場や機会の提供

施策群 5-2 環境学習の推進と人材育成 「学ぶ」

幼児向け環境教育の推進と体験の機会の提供
 小中学生向け環境学習の推進
 大人向け環境学習の推進と人材の育成

施策群 5-3 環境保全活動の拡大 「広げる」

環境に配慮した行動を促すしくみづくり
 環境保全活動のネットワークづくり

3. 重点項目

柱ごとに、特に重要性、緊急性、効果の高い施策を重点項目として位置付け、優先的に取組みを進めます。

| | |
|--|--|
| <p>< 重点項目の選定基準 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全の取組み効果（直接的効果または波及効果）が高いこと ● 区が抱える課題解決への貢献が大きいこと ● 緊急度が高く、優先して取り組む必要があること ● P R効果が高いこと ● 区民・事業者の取組みの実践を後押しすること | |
|--|--|

重点項目一覧

| 柱1 地球温暖化・エネルギー対策 | | | |
|--------------------------|--------------------------|--|--------------|
| No | 名称 | 概要 | 関連施策 |
| 1 | 行動やライフスタイルの変革に向けた普及啓発の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国民運動の普及啓発や[*]クール・ネット東京と連携した取組みの推進 ● 事業者と連携した省エネ行動の拡大の促進 ● 地域課題の同時解決へと繋がる取組みへの発展 ● 大学等と連携した若年層向けの取組み | 1-1- 1-1- |
| 2 | 家電や住宅・建築物等の省エネ化促進 | <ul style="list-style-type: none"> ● CO₂削減効果に応じた補助など補助体系の見直し ● 補助によらない普及のしくみの検討 ● 既存建物の省エネ改修を促すための誘導策の検討 ● 新築建物の省エネ性能を向上させるための対策 ● まちづくりの機会を捉えた一定の区域内でのエネルギーの効率的な利用の推進 | 1-1- 1-1- |
| 柱2 [*] 循環型社会の構築 | | | |
| No | 名称 | 概要 | 関連施策 |
| 3 | 資源ロスを削減する取組みの促進 | <ul style="list-style-type: none"> ● [*]食品ロスを減らすしくみの検討 ● ごみ分別の徹底 | 2-1- 2-1- |
| 4 | 資源化の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 資源化品目の拡充 ● 資源化の必要性や区の取組みのわかりやすい啓発 | 2-2- |
| 5 | [*] 災害廃棄物の対策強化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者や自治体と連携した共同処理のしくみづくり ● 災害廃棄物処理計画の策定 | 2-3- |

| 柱3 安全安心で快適なくらしの確保 | | | |
|-------------------|---|--|--------------------------------------|
| No | 名称 | 概要 | 関連施策 |
| 6 | *ごみ屋敷 ・不法投棄対 策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 医療・福祉等関連所管と連携したごみ屋敷への対応 ● 日常的な見守り等ごみ屋敷再発防止策の実施 ● 不法投棄の防止対策、予防対策の推進 ● 不法投棄総合窓口と関連所管の連携による迅速な対応 | 2-3- 3-1- 3-2- |
| 7 | *ビューティ フル・ウィン ドウス運動 の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 美化推進活動の支援 ● 歩行喫煙防止対策の推進 ● 放置自転車の防止 ● *花いっぱい運動の推進 | 3-1- |
| 柱4 自然環境・生物多様性の保全 | | | |
| No | 名称 | 概要 | 関連施策 |
| 8 | 公園を活用 した取組み の展開 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の参画による公園整備の推進 ● 生物多様性に配慮した公園づくりと維持管理 ● 公園を活用した体験や学習プログラムの提供 | 4-1- 4-2- 4-3- |
| 9 | 生物多様性 の「実感を伴 う理解」促進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 区民参加の生物調査の実施 ● 子ども対象の体験学習を兼ねた生物調査の実施 ● 日常生活と結びつけた普及啓発 ● 身近で生物多様性を学ぶことができる施設の活用 | 4-2- 4-2- 4-3- |
| 柱5 学びと行動のしくみづくり | | | |
| No | 名称 | 概要 | 関連施策 |
| 10 | 子どもたち への環境学 習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育と連携したメニューの充実 ● 未就学児と保護者を対象とした学習機会の提供 ● 子ども向けの自然体験・自然観察の機会の拡大 | 5-2- 5-2- |
| 11 | 環境を学ぶ 施設やメニ ューのさら なる拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ● 段階的(入門編、理解編、専門編)な学習機会の提供 ● 既存の施設や講座を、総合的に学べるように発展 ● 地域学習センター等で実施される環境以外の講座に環境の視点を盛り込む | 5-1- 5-2- 5-2- 5-2- 5-3- |
| 12 | 自発的な実 践を促すし くみづくり と人材育成 の展開 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者・団体の環境活動の把握とデータベース化 ● 区との連携や、事業者・団体相互の連携の促進 ● リーダーの役割、目的等を明確にした環境リーダーの育成 ● すでに活動している人材の把握と活用 | 5-2- 5-3- 5-3- |

第IV章 各柱の施策と取組み

柱 1 地球温暖化・エネルギー対策

(足立区地球温暖化対策実行計画)

1. 現状と課題

(1) CO₂排出量

2013(平成25)年度の区内のCO₂排出量を部門別にみると、家庭部門が38.6%を占め最も多く、次いでオフィスや商業施設などの業務部門が23.9%、自動車部門が21.3%となっています。

全体のCO₂排出量は微減傾向にありますが、家庭部門、業務部門は増加傾向にあります。今後も区内では人口が増加する見込みで、新たな大学や病院等が設置される計画もありますので、特に家庭部門と業務部門の対策を強化する必要があります。

また、自動車部門の排出量は減少傾向にありますが、市区町村別の排出量で見ると、足立区は東京都内の62市区町村で最も多くなっています。自動車部門の対策も必要になっています。

(2) エネルギー使用量の削減と太陽エネルギーの活用

CO₂は石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料を使用することで排出しますので、エネルギー使用量の削減が必要です。区内のエネルギー使用量も全体としては減少傾向にありますが、家庭部門と業務部門は、ほぼ横ばいになっています。

また、CO₂排出の少ない再生可能エネルギーの活用を進めることも、CO₂排出の削減につながります。再生可能エネルギーにはいろいろな種類がありますが、区内でも導入しやすい太陽エネルギーについて、補助制度などによる支援を行い、普及を促進しています。また、区の施設の新築・改築の時に太陽光発電システムの導入を進めています。

引き続き、再生可能エネルギーの活用を促していくことが必要です。

(3) 地球温暖化の影響

温室効果ガスの削減に世界中で取り組んでいますが、依然として温室効果ガスの濃度は上昇傾向にあり、地球温暖化も進んでいます。すでに各地に夏の暑さや、極端な気象現象の増加などによる影響があらわれはじめています。

特に東京などの都市部では、ヒートアイランド現象も加わり、猛暑日や熱帯夜が増加傾向にあります。また、「ゲリラ豪雨」と呼ばれる現象も増加しており、都市型の水害などのリスクも増えています。

区においても、熱中症対策や水害対策などを進めてきましたが、今後、さらに気候の変化に備えた対策が求められています。

2. 施策群と目標

柱1 地球温暖化・エネルギー対策

エネルギーを賢く使うとともに、気候変動に適応できるまちをつくる

施策群 1-1 エネルギーの効率的な利用

地球温暖化対策の基本は、化石燃料の使用を減らすことです。そのためには、エネルギーを効率的に使って、使用量を減らすことが最も重要です。日常生活における省エネ行動や、省エネ型の設備や家電の利用、住宅や事務所ビルなどの建築物の省エネ性能の向上など、足立区で暮らし働くひとりひとりの実践を促します。

施策 身近な省エネ行動の促進

施策 高効率な設備・機器への更新

施策 建物の省エネ性能の向上

施策 低炭素な交通手段への転換

目標 区内のエネルギー使用量を減らす

指標 省エネルギーを心がけている人

2024年度 70.0% (2015年度実績 54.6%から 15.4ポイント増)

指標の定義は、90ページを参照してください。

施策群 1-2 低炭素なエネルギーの利用拡大

日常的に利用しているエネルギーのほとんどは、化石燃料に由来します。これらを低炭素なエネルギーに転換することは、CO₂の排出量を削減し、地球温暖化対策に大きく貢献します。また、再生可能エネルギーは、資源の少ない日本にとって、エネルギー自給率を高めるためにも、利用を拡大していくことが重要です。

太陽エネルギーの導入促進を継続するとともに、将来的な水素社会に向けた検討など、より低炭素なエネルギーへの転換を推進します。

施策 太陽エネルギーの利用促進

施策 低炭素エネルギー導入可能性の検討

目標 区内の再生可能エネルギー利用を増やす

指標 区内の再生可能エネルギーの導入容量(累計)

2024年度 36,000kW (2015年度実績 31,788kWから 13.3%増)

| | |
|---|-----------------------------------|
| 施策群 1-3 CO₂吸収量の増大と気候変動の影響への適応 | |
| <p>光合成によりCO₂を吸収する植物を増やすため、緑化を推進し、木材の積極的な利用等を通して、森林の適切な整備を支援します。</p> <p>また、気候の変化は、すでにさまざまな影響を及ぼし始め、今後はますます顕著になることが想定されます。健康や防災など気候変動の影響に対して、さまざまな主体と連携して、気候変動への適応に取り組みます。</p> | |
| 施策 | CO ₂ 吸収量を増やす取組みの推進 |
| 施策 | 気候変動の影響への適応 |
| 目標 | 地球温暖化の影響に備え、対策を進める |
| 指標 | 熱中症で搬送される患者数 |
| | 2024年度 160人 (2015年度実績 314人から49%減) |

3. 重点項目

| | |
|---|--|
| 重点1 行動やライフスタイルの変革に向けた普及啓発の推進 | |
| <p>地球温暖化対策の基本であるエネルギー使用量を減らすため、日常行動やライフスタイルの変革を促進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国民運動の普及啓発やクール・ネット東京と連携した取組みの推進 ● 事業者と連携した省エネ行動の拡大の促進 ● 地域課題の同時解決へと繋がる取組みへの発展 ● 大学等と連携した若年層向けの取組みの推進 | |
| 重点2 家電や住宅・建築物等の省エネ化促進 | |
| <p>省エネ性能の高い家電への買い替えや、住宅・建築物の省エネ化を促進し、エネルギー使用量を減らします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● CO₂削減効果に応じた補助など補助体系の見直し ● 補助によらない普及のしくみの検討 ● 既存建物の省エネ改修を促すための誘導策の検討 ● 新築建物の省エネ性能を向上させるための対策 ● まちづくりの機会を捉えた一定の区域内でのエネルギーの効率的な利用の推進 | |

4. 施策と具体的な取組み

施策群 1 - 1 エネルギーの効率的な利用

「エネルギー使用量を減らす」

私たちの日々の暮らしや経済活動には、エネルギーが欠かせません。多くのエネルギーはCO₂を排出する化石燃料を使用しており、これらの資源は限りのあるものです。

エネルギーをできるだけ効率的に使い、使用量を減らすことは、地球温暖化対策のためにも、将来世代に有限な資源を残すためにも欠かせない取組みとなります。

区民、事業者等に対し、省エネをわかりやすく啓発し、日々の身近な行動を促すソフト面の対策とともに、機器・設備の更新や建物の省エネ性能向上などハード面の対策にも取り組めます。

ソフト、ハード両方の取組みを進め、区内のエネルギー使用量を減らします。

1 - 1 - 身近な省エネ行動の促進 **重点 1**

身近な省エネ行動をする「ひと」を増やし、省エネルギーの区民生活や事業活動への変革を目指します。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

地球温暖化対策の必要性のわかりやすい啓発 **再掲：5-1-**

国民運動（クールチョイス）の普及啓発やクール・ネット東京との連携生活の場面や年齢層などターゲットを絞った啓発（新規）

省エネ診断や研修会などクール・ネット東京との連携（新規）

子どもへの働きかけで省エネ行動を習慣づけ

事業者と連携した省エネ行動の拡大 **再掲：5-3-**

エネルギー使用量を把握し、削減を促すしくみの利用拡大（新規）

SNSを活用した省エネ行動の情報発信（新規）**再掲：5-1-**

地域課題の同時解決へとつなげる取組みへの発展

夏の昼間に公共施設等に集まって過ごすことで省エネを推進するとともに、高齢者の熱中症対策や孤立防止、地域コミュニティづくりにもつなげる取組みなど

大学等と連携した若年層向けの取組み

省エネキャンペーンの実施 **再掲：5-1-**

エコドライブの啓発

旬の食べものや食材の地産地消の啓発（新規）**再掲：5-1-**

省エネガイドブック・パンフレットの作成と配布 **再掲：5-1-**

省エネの取組みを促進する区民・事業者への表彰制度の実施（新規）

〔第 章 各柱の施策と取組み〕

1-1- 高効率な設備・機器への更新 重点2

省エネ設備・機器についての情報提供と更新に向けた支援を行い、高効率な設備・機器の普及を拡大し、エネルギー使用量の削減につなげます。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

省エネ設備・機器の情報提供 再掲：5-1-

省エネ設備・機器への買い替え支援

補助制度利用者への調査による効果の把握（新規）再掲：5-3-

*家庭用燃料電池（エネファーム）など高効率な設備・機器の導入促進

*ノンフロン機器への転換促進

蓄電池、*H E M S等の導入促進

区施設の設備・機器の計画的な更新

【中長期的に実施すべき取組み】

補助によらない普及のしくみの検討（新規）

メーカーや金融機関と連携したしくみの検討

CO₂削減効果を踏まえた補助制度の見直し（新規）

1-1- 建物の省エネ性能の向上 重点2

建物の新築・改修時における省エネ性能の向上を促進します。特に今後、国の新たな省エネ基準が強化される予定がありますので、この基準に沿った新築建築物で省エネ性能が向上することが期待されます。建物の省エネ性能を向上させ、区の課題となっている家庭部門、業務部門のCO₂削減につなげます。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

新築建物の省エネ性能向上のための対策の推進（新規）

国の新たな省エネ基準適合

断熱性能の向上や設備・機器の更新による建物の省エネ対策の促進

遮熱塗装や*二重窓の導入促進

住宅の省エネ性能表示制度のPR（新規）再掲：5-1-

新築、改築する区施設の省エネ化の推進（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

既存建物の改修を促すための誘導策の検討（新規）

居間など利用頻度が高い場所に絞った初期投資の少ないミニエコ改修の促進

住宅展示場との連携による省エネ住宅の快適性を実感できる場づくり
まちづくりの機会をとらえた一定の区域内でのエネルギーの効率的な利用の推進（新規）

1-1- 低炭素な交通手段への転換 **重点1**

移動手段をできるだけマイカーから公共交通や自転車に転換するとともに、CO₂排出量の少ないエコカーの導入を促進し、区の課題となっている自動車部門のCO₂削減につなげていきます。

- 【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの
- 公共交通・自転車を優先的に利用した移動の促進
 - エコカーへの買い替え促進
 - 自転車利用の環境整備

施策群 1-2 低炭素なエネルギーの利用拡大

「エネルギーをつくる」

*再生可能エネルギーの利用を拡大することで化石燃料の利用が減り、CO₂の削減につながります。再生可能エネルギーの中で、足立区で最も利用しやすい太陽エネルギーについて、住宅、事業者への導入支援と区施設への率先導入を進め、区内でつくるエネルギーを増やします。

あわせて、多様な*低炭素エネルギーに関する情報収集を進め、導入可能性を検討します。

1-2- 太陽エネルギーの利用促進

区民、事業者等に対して、太陽熱利用システム及び太陽光発電システムの導入に向けた支援を行うとともに、区内の取扱店と連携し、太陽光発電について安心して相談ができるしくみを運営していきます。あわせて区施設への太陽光発電システムの導入を推進します。

【具体的な取組み】

太陽光発電、太陽熱利用システムの導入支援

*そらつな制度の推進 **再掲：5-3-**

*あだち・そらとつながるプロジェクト(太陽光発電設置促進店舗登録制度)

区施設における太陽エネルギー利用機器の率先導入

【中長期的に実施すべき取組み】

新築時の太陽エネルギー導入を促進するしくみの検討(新規)

太陽光発電や蓄電池等を利用した*自立型街路灯導入の検討(新規)

1-2- 低炭素エネルギー導入可能性の検討

太陽エネルギー以外の再生可能エネルギーなど、最新の技術や国や都の動向、先進事例等の情報を収集し、導入の可能性を検討します。また、CO₂排出がより少ないエネルギーを選ぶための情報を提供します。

〔第 章 各柱の施策と取組み〕

【具体的な取組み】

技術の動向や先進事例等に関する情報収集

電力会社別のCO₂排出係数など、低炭素なエネルギーを選択するための
情報提供（新規）再掲：5-1-

【中長期的に実施すべき取組み】

区施設への多様なエネルギーの導入可能性の検討（新規）

東京都の動向を踏まえた水素エネルギー活用の検討（新規）

施策群 1 - 3 CO₂吸収量の増大と気候変動の影響への適応

「気候変動に備える」

緑化の推進や森林の保全、整備によりCO₂吸収量を増やすことが重要ですが、区内には森林がほとんどありません。このため、他の地域と連携し、木材利用やカーボン・オフセットを進め、森林の保全と整備を支援します。

また、気候変動による影響はすでにあらわれ始め、その影響がますます大きくなることが予想されます。集中豪雨や気温の上昇などの気候変動に伴う影響への対応を推進します。

1 - 3 - CO₂吸収量を増やす取組みの推進

身近な緑化を推進するとともに、木材利用やカーボン・オフセットを通じ森林の大切さを啓発します。

【具体的な取組み】

緑化基準に基づく緑化の推進 再掲：4-3-

民間施設への緑化指導 再掲：4-3-

区の事業におけるカーボン・オフセットの活用

カーボン・オフセットの普及啓発 再掲：5-1-

新築する区施設での木材利用の推進（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

区民・事業者への木材利用の呼びかけ（新規）

1 - 3 - 気候変動の影響への適応

気温の上昇や極端な気象の増加など気候変動の影響について情報を収集し、気候変動に備えた対策を推進します。区民・事業者等にも対策の必要性をわかりやすく啓発します。

【具体的な取組み】

熱中症対策の推進

集中豪雨等の災害対策の推進

気候変動の影響予測の情報収集と影響への対応の啓発（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

極端な気象や夏の長期化等に対応した既存対策の強化（新規）

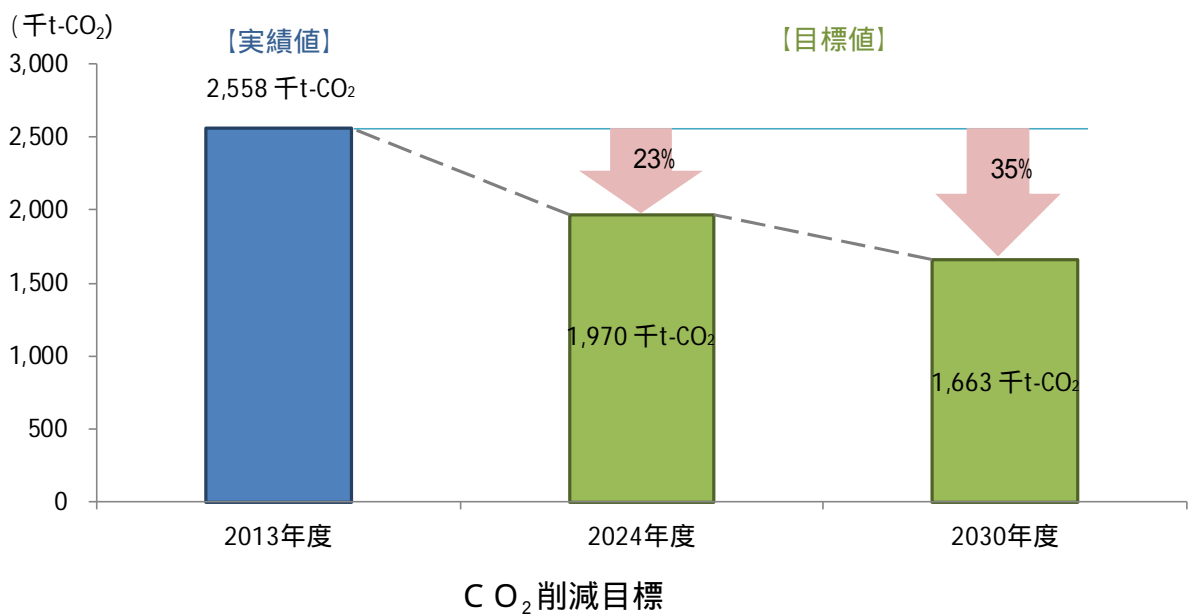
中長期的な気候変動を考慮した住まいや暮らしなどライフスタイルの検討（新規）

5. 足立区地球温暖化対策実行計画のCO₂削減目標

柱1は足立区地球温暖化対策実行計画を兼ねるものです。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、CO₂削減目標を定めます。本計画の目標年度の2024（平成36）年度と、国や東京都の温室効果ガス削減に係る目標年度である2030（平成42）年度の目標数値を以下のとおりとします。

区内の年間CO₂排出量を**2024年度（平成36年度）**までに2013年度（平成25年度）比で**23%**削減する。

区内の年間CO₂排出量を**2030年度（平成42年度）**までに2013年度（平成25年度）比で**35%**削減する。



この削減目標設定の考え方は、巻末資料(86～89ページ)を参照してください。

柱 2 *循環型社会の構築

1. 現状と課題

区では、人口が年々増加する中であっても、2006（平成 18）年以降、ごみ排出量が減少傾向にあります。これは、区民や事業者の循環型社会に対する意識が高まっていることの一つの表れです。今後も継続的にごみの発生を抑制していくためには、区民、事業者、行政が相互に連携し、それぞれの役割をきちんと実践していくことが必要です。

区民一人ひとりの生活様式の見直しも含めて、区民や事業者との協創のもと、環境負荷の少ない循環型社会の実現を目指していきます。

(1) 家庭ごみの排出量

2015（平成 27）年度の区が収集しているごみ量は約 139,000 t で、2003（平成 15）年以降ずっと減少傾向にあります。

しかし、足立区など 23 区のごみの最終処分場である東京港の中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場には限りがあります。可能な限り長期にわたって使い続けていくためには、引き続きごみの減量を推進していくことが必要です。

引き続き、ごみ出しのルールや分別方法、ごみ減量の呼びかけ等をきめ細やかに発信していきます。

また、今後、高齢化の進展や区民のライフスタイルの多様化に合わせて、ごみ処理の方法等を検討していく必要もあります。

(2) 資源回収量

2015（平成 27）年度の資源回収量は約 33,000t で、このうち行政回収が約 21,000t、集団回収が 12,000t でした。行政回収の資源は増加傾向にありますが、集団回収の古紙量が落ちているため、全体としては減少傾向にあります。

今後、*リユースや*リサイクルに対するさらなる意識向上をはかりつつ、資源化の対象品目を拡大する取組みを進めることが必要です。

また、家庭や飲食店などにおける食べ残しや調理くず、賞味期限切れ食品の廃棄などによる「*食品ロス」も大きな課題です。食品ロスを削減するためのしくみづくりや普及啓発が必要となっています。

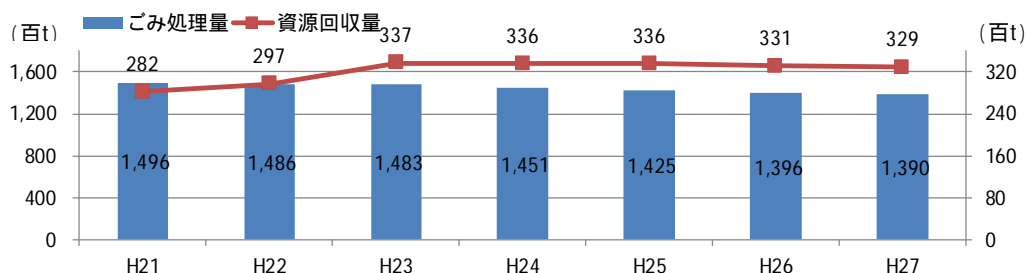


図 足立区のごみ処理量、資源回収量の経年変化

出典) 数字で見る足立

2. 施策群と目標

柱2 *循環型社会の構築

くらし方の工夫で、ごみを減らすとともに、資源が循環するまちをつくる

施策群 2-1 廃棄物減量の推進

循環型社会を構築するうえで、廃棄物の減量が最も重要かつベースとなる取組みです。

区民のライフスタイルの多様化に対応し、*3Rの中でも特にごみを出さない*リデュースを推進するとともに、新たに食品や紙類等の資源ロスにも着目し、家庭や事業所から排出されるごみの減量に取り組みます。

施策 日常的なごみ減量行動の促進

施策 資源ロスの削減

目標 3Rの推進と分別の徹底により廃棄物の量を減らす

指標 1人1日あたりの家庭ごみ排出量

2024年度 470g (2015年度実績 561.1g から 16.2%減)

指標の定義は、90ページを参照してください。

施策群 2-2 持続可能な資源利用への転換

区民や事業者と連携し、身近な*リユースを促すしくみづくりや、集団回収や店頭での回収などで資源化をすすめるとともに、資源化の対象品目の拡充を検討し、資源化率の向上に取り組みます。

また、水循環の大切さを啓発し、水の効率的な利用と有効利用を促します。

施策 身近なリユースを促すしくみづくり

施策 資源化品目の拡充と*リサイクルを促すしくみづくり

施策 水の循環の推進

目標 資源の循環利用を推進する

指標 資源化率

2024年度 27.0% (2015年度実績 19.7%から 7.3ポイント増)

| 施策群 2-3 廃棄物の適正処理 | |
|---|--|
| <p>きめ細かな指導や啓発により、日常のごみだしルールの徹底や集積所の美化、事業系廃棄物の適正処理向上などに取り組みます。</p> <p>また、社会の変化や災害への対応などを見据えた、適正な処理対策を検討・実施します。</p> | |
| 施策 | 排出ルールの周知徹底とごみ集積所の美化 |
| 施策 | 事業系廃棄物の処理責任の徹底と適正処理の向上 |
| 施策 | 社会状況の変化に即した適正処理のしくみづくり |
| 施策 | *災害廃棄物の対策強化 |
| 目標 | 廃棄物の適正処理向上により、区内のごみ量を減らす。 |
| 指標 | 区内のごみ量（区の収集ごみ量 + 事業系の持込みごみ量） |
| | 2024 年度 161,400t（2015 年度実績 181,248t から 11%減） |

3. 重点項目

| 重点 3 資源ロスを削減する取組みの促進 |
|--|
| <p>きちんと分別されれば資源となる紙類や、まだ食べられる食品の廃棄物など、資源ロスを削減します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● *食品ロスを減らすしくみの検討 ● ごみ分別の徹底 |
| 重点 4 資源化の促進 |
| <p>*リサイクル事業者等との連携による資源化品目の拡充や、区民・事業者との連携による回収のしくみを整備して資源化を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資源化品目の拡充 ● 資源化の必要性や区の実施のわかりやすい啓発 |
| 重点 5 災害廃棄物の対策強化 |
| <p>被災から一日も早い復興ができるように、災害廃棄物の処理のしくみをつくります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者や他自治体と連携した共同処理のしくみづくり ● 災害廃棄物処理計画の策定 |

4. 施策と具体的な取組み

施策群 2 - 1 廃棄物減量の推進

「リデュース」

ごみの発生抑制は、循環型社会を形成する上で、重要な取組みです。

日々のごみを減らすために、区民や事業者が具体的に行動できるような啓発や情報発信をしていきます。また、ごみになる資源がまだまだあります。無駄になる資源の削減にも積極的に取組み、循環型社会を目指していきます。

2 - 1 - 日常的なごみ減量行動の促進 重点 3

ごみ施策の「見える化」やレジ袋削減などを啓発し、区民や事業者のごみ減量行動を促進します。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

リデュースに重点をおいた啓発（新規）

買い物時の工夫

- ・ 買い物に行く前に冷蔵庫をチェックし、必要なものを買う。
- ・ 量り売りやバラ売りなどを活用し、食べきれ的分だけ買う。
- ・ 1回使ったら捨ててしまうものではなく、何度も使えるものを生活に取り入れる。

使い捨て型ライフスタイルの見直し（新規）

マイバッグの推進、詰め替え可能な製品の優先利用など

ごみの出し方や分別のわかりやすいPR 再掲：5-1-

処理経費の発信等ごみ施策の「見える化」の強化（新規）再掲：5-1-

*ごみ出しアプリなど情報提供の多言語化推進 再掲：5-1-

【中長期的に実施すべき取組み】

多様化するライフスタイルに合わせた効果的な情報提供（新規）

2 - 1 - 資源ロスの削減 重点 3

持続可能な資源利用を実現するためには、廃棄物の発生を抑制するだけでなく、製品の材料調達から生産、流通を含む全体で資源の無駄（ロス）を削減することが必要です。過剰な容器包装等による紙類の資源ロスや、売れ残り、食べ残しなどで発生する*食品ロスを削減する取組みを推進します。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

食品や資源になる紙類等の資源ロス削減（新規）

食品ロス問題の啓発（新規）

簡易な容器包装への転換の促進（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

外食産業や*NPO等と連携した*フードバンクの活用（新規）再掲：5-3-

〔第 章 各柱の施策と取組み〕

区内の様々な団体と連携した*フードドライブの実施（新規）
事業者や*NPO等と連携した資源ロスに関する啓発イベントの実施（新規）
再掲：5-1-

施策群 2 - 2 持続可能な資源利用への転換

「*リユース、*リサイクル」

*循環型社会を構築する上で、限りある資源を有効活用していくことが欠かせません。資源の再利用を促進するための情報提供や新たな資源化品目を検討し、持続可能な資源利用へと転換していきます。

2 - 2 - 身近なリユースを促すしくみづくり

区民、事業者等と連携して、家庭などで眠っている不用品がごみにならないよう、リユース活動を促すしくみを構築していきます。

【具体的な取組み】

イベント等におけるリユース食器の利用促進（新規）再掲：5-1-

*Rのお店の情報提供と連携強化 再掲：5-1-、5-3-

【中長期的に実施すべき取組み】

事業者等との連携による再利用を促すしくみの検討（新規）

2 - 2 - 資源化品目の拡充とリサイクルを促すしくみづくり **重点4**

引き続き、区民、事業者との連携によるリサイクルを推進するとともに、区内にリサイクル関連事業者が多いという特性を生かし、資源化品目の拡充を検討していきます。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

集団回収の推進

*資源ごみ買取市の拡充 再掲：5-3-

布団の資源化の検討（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

新たな資源化品目の検討（新規）

事業者から排出される雑紙等の資源回収の促進

2 - 2 - 水の循環の推進

国の水循環基本計画を踏まえ、水が貴重な資源であることを啓発するとともに、水の効率的な利用や水辺の環境保全などを進め、健全な水の循環の維持、回復につなげていきます。

【具体的な取組み】

水の大切さの啓発

水をテーマにした展示や講演会などの実施 再掲：5-1-

節水の啓発と雨水・中水の利用促進
地下水、湧水の現状把握と保全
水害や湧水への対策の推進

施策群 2 - 3 廃棄物の適正処理

「ごみの適正処理」

家庭ごみと事業系ごみの適正な排出を促すとともに、より効率的な収集運搬体制を構築します。あわせて災害廃棄物の対策強化を推進します。

2 - 3 - 排出ルールの周知徹底とごみ集積所の美化 重点 6

排出ルールを周知し、排出マナーの向上を図り、ごみ集積所の美化を進めます。あわせて資源ごみ持ち去り防止に向けた対応を推進します。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

ふれあい指導による排出指導の強化

資源持去り対策の強化

し尿の適正処理の推進

区民、区内事業者への排出ルールの周知徹底 再掲：5-1-

不法投棄防止対策の推進

看板の設置やキャンペーンの実施など捨てることを防止する対策

【中長期的に実施すべき取組み】

不適正な排出をされない集積所美化対策の推進（新規）

2 - 3 - 事業系廃棄物の処理責任の徹底と適正処理の向上

事業者に対して、事業系廃棄物の処理責任の意識啓発や適正処理の指導を推進します。

【具体的な取組み】

正しい廃棄物の処理方法の啓発及び排出指導

事業系有料ごみ処理券の貼付指導（新規）

区収集基準非該当事業者の区収集から許可業者への切り替え指導（新規）

廃棄物管理責任者講習会の実施

優良排出事業者への感謝状の贈呈 再掲：5-3-

【中長期的に実施すべき取組み】

排出事業者と処理事業者との連携による適正処理向上のしくみの検討（新規）

事業系有料ごみ処理券貼付率 100%に向けた適正処理のしくみの検討（新規）

2 - 3 - 社会状況の変化に即した適正処理のしくみづくり

高齢化が進み、社会状況は大きく変化してきています。単身高齢者や高齢者同士の家庭のごみ出しをどうするのか、あるいは、在宅医療の方が増える中、在宅医療廃棄物の処理をどうするのか等、新しい課題がたくさんあります。こうした社会状況の変化にあわせて、廃棄物の処理体制を見直していきます。

【具体的な取組み】

- 効率的な収集運搬体制の確立（新規）
- 新たな清掃事業運営体制の検討（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

- 家庭ごみの有料化についての検討
- 高齢者や障がい者を考慮したごみ収集のしくみの検討（新規）

2 - 3 - 災害廃棄物の対策強化 重点 5

被災から一日でも早く復興するために、大量に発生したがれき等を迅速に処理しなければなりません。そのためには災害廃棄物の適切な分別方法や仮置き場の位置、自治体が共同処理するしくみ等について整備する必要があります。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

- 災害廃棄物処理計画の策定（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

- 特別区災害廃棄物の共同処理の検討（新規）
- 都や多摩地域等と連携した広域処理の検討（新規）
- 事業者と連携した共同処理のしくみの検討（新規）

柱3 安全安心で快適なくらしの確保

1. 現状と課題

(1) 事業場等への指導など

区内の工場等の事業者に対し、法令に基づいて、騒音・振動・悪臭等の防止、大気や水質の汚染の発生抑制及び土壌汚染対策などの指導を行ってきました。現在は、事業場に起因する公害現象の増加は抑制されています。

(2) 一般大気、道路騒音、河川等の水質

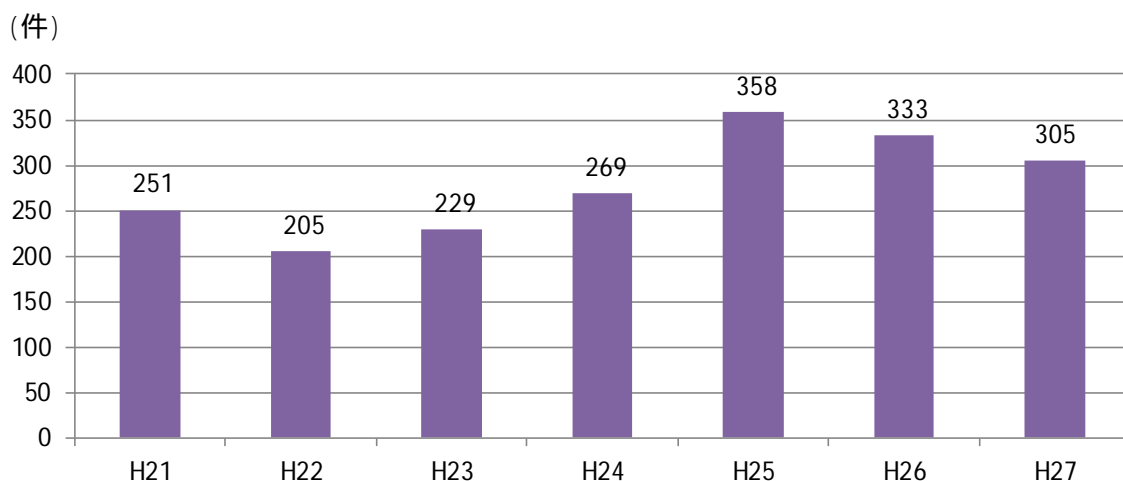
ダイオキシン類や浮遊粒子状物質など、大気的环境基準はおおむね達成しており、良好な生活環境が維持されていますが、オキシダントやPM2.5 など一部については、課題があります。騒音については、一部、交通量の多い幹線道路沿いにおいて、環境基準を未達成の区間もありますが、年々、改善の傾向にあります。

今後も、測定結果を注視しながら、関係機関と連携して適切な対応を図ることが必要です。

(3) 苦情等への対応

公害苦情の相談件数は、2013(平成25)年度まで増加傾向にありましたが、2014(平成26)年度から減少しています。近年は、高度経済成長期のような広域かつ大規模な影響を与えるような工場の公害は少なくなり、騒音や悪臭など生活環境や近隣関係に起因する苦情が多くなっています。

今後も、公害苦情や住環境トラブルに対して適切に対応していきます。



足立区の公害苦情相談受付数の経年変化

出典) 数字で見る足立

2. 施策群と目標

| |
|---|
| <p>柱3 安全安心で快適なくらしの確保 公害等を防止し、より健康で快適な生活環境の維持、向上をはかる</p> |
| <p>施策群 3-1 生活環境の保全と公害対策の推進</p> |
| <p>区内はおおむね良好な環境になっています。これを引き続き維持していくため、さまざまな監視を実施し、必要に応じて改善に取り組みます。 また、事業者等に対しては、法令に基づく適切な指導等を行い、環境に与える影響を抑制します。</p> |
| <p>施策 工場、事業場等への公害規制指導 施策 大気、水質、騒音等の定期的な調査 施策 公害苦情の相談への対応 施策 土地・建物の適正な管理の推進</p> |
| <p>目標 公害対策を推進し、公害の苦情や相談件数を減らす 指標 工場等に対する公害苦情相談件数 2024 年度 232 件 （2015 年度実績 305 件から毎年 3%減）</p> <p>指標の定義は、90 ページを参照してください。</p> |
| <p>施策群 3-2 快適で美しいまちづくり</p> |
| <p>安全で快適なまちを実現するため、環境保全を意識した、計画的なまちづくりに取り組みます。 また、まちの美化や景観の保全・改善を進めるとともに、区民マナーの向上などにより、美しく住みやすいまちづくりを進めます。</p> |
| <p>施策 安全、快適を実現する計画的なまちづくりの推進 施策 美しいまちの創出と維持</p> |
| <p>目標 まちの美化を促進する 指標 地域で自主的に美化活動をしている団体数 2024 年度 400 団体 （2015 年度実績 248 団体から 61%増）</p> |

3. 重点項目

| |
|--|
| 重点6 *ごみ屋敷・不法投棄対策の推進 |
| <p>個々の事例に合わせたきめ細かなごみ屋敷・不法投棄対策を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療・福祉等関連所管と連携したごみ屋敷への対応 ● 日常的な見守り等ごみ屋敷再発防止策の実施 ● 不法投棄の防止対策、予防対策の推進 ● 不法投棄総合窓口と関連所管の連携による迅速な対応 |
| 重点7 *ビューティフル・ウィンドウズ運動の推進 |
| <p>地域や関係団体と連携して、犯罪のない美しい住みよいまちを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 美化推進活動の支援 ● 歩行喫煙防止対策の推進 ● 放置自転車の防止 ● *花いっぱい運動の推進 |

4. 施策と具体的な取組み

施策群 3 - 1 生活環境の保全と公害対策の推進

「安全安心に暮らせる生活環境を確保する」

生活環境（大気、騒音、振動、悪臭など）を維持・改善することは、健全かつ快適な暮らしを実現する上で、基盤となる取組みです。

各種法令に基づく調査、指導、対策推進等を適切に進めるとともに、苦情・要望に適切に対応できるしくみ、体制を構築します。

3 - 1 - 工場、事業場等への公害規制指導

区内の工場や事業場に対し、法令等に基づく適切な指導や許認可手続きを行い、生活環境の保全を推進します。

【具体的な取組み】

工場・指定作業場などの認可等における公害防止推進

大気汚染の防止

水質汚濁の防止

土壌・地下水対策の推進

騒音・振動の防止

悪臭の防止

地盤沈下の防止

有害化学物質の適正管理制度による排出量抑制の推進

*アスベスト飛散防止対策の推進

〔第 章 各柱の施策と取組み〕

自動車排気ガス対策の推進
*光化学スモッグ対策の充実
*ダイオキシン類対策の推進
河川水質浄化対策の推進
自動車騒音対策の推進
*環境アセスメント

3-1- 大気、水質、騒音等の定期的な調査

大気、水質、騒音等を対象に定期的な調査等を実施し、区内の状況を監視するとともに、区民や事業者、関係機関等へわかりやすく情報を提供します。

【具体的な取組み】

大気汚染の調査
河川水質の調査
自動車騒音・道路振動の調査
*空間放射線量の調査
各調査結果の情報提供 再掲：5-1-

3-1- 公害苦情の相談への対応

公害苦情に対し、相談体制を整備することで、適切な対応を進めていきます。

【具体的な取組み】

公害苦情の相談受付の充実
公害防止支援の推進

3-1- 土地・建物の適正な管理の推進 重点6 重点7

土地、建物の適切な管理を推進することで不法投棄や*ごみ屋敷を未然に防止するとともに、関係機関との連携によるごみ屋敷対策を推進していきます。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

ごみ屋敷等対策の推進
迅速な現場確認
医療・保健・介護・福祉等関連所管との連携
日常的な見守りなど再発防止策の実施
空き家・空き地の所有者に対する管理適正化の啓発
不法投棄予防対策の推進
土地、建物所有者の適切な管理による不法投棄されることの予防

施策群 3 - 2 快適で美しいまちづくり

「美しい生活環境をつくる」

快適な生活を送るためには、環境や景観に配慮したまちづくりを促進していく必要があります。安全かつ快適で、配慮した環境を整備するとともに、美化活動及び良好な景観保全を推進し、美しい環境のまちをつくります。

3 - 2 - 安全、快適を実現する計画的なまちづくりの推進

地域の特性を生かしたまちづくりを区民と共に推進し、良好な居住環境を創出していきます。

【具体的な取組み】

地区環境整備計画に基づく地域特性を生かした地区まちづくりの推進
区民のまちづくり意識を高め、区民主体のまちづくりの推進
地区まちづくり組織の活動支援
建て替え時のルール適合の誘導による良好な居住環境づくりの展開
開発諸制度を活用した計画的な都市基盤整備の推進
建築確認制度に基づき、建築物の建築基準関係法令等への適合を審査
建築紛争予防条例に基づき、建築計画に伴う日照障害等の意見要望に関して事業者等を指導
環境整備基準及びワンルームマンション条例による民間事業者への指導
老朽危険家屋の所有者に対する適正な維持管理の指導（新規）
無接道家屋の建替え誘導（新規）

3 - 2 - 美しいまちの創出と維持 **重点7**

快適な環境を維持するためのビューティフル・ウィンドウズ運動の推進や、良好な景観の形成を進めていきます。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

不法投棄総合窓口と関係所管の連携による迅速な対応
不法投棄の再発防止
地域の美化活動の支援
歩行喫煙防止対策の推進
放置自転車の防止
花いっぱい運動の推進
地域の美化活動の活性化と拡大 **再掲：5-3-**
規制誘導を通じた景観形成の推進
景観資源を活かした景観形成の推進

柱4 自然環境・生物多様性の保全 (足立区生物多様性地域戦略)

1. 現状と課題

(1) みどりの状況

保存樹木・樹林の指定や緑化の推進などみどりの創出と保全に取り組んでいますが、開発などにより、屋敷林などの昔ながらのみどりが減少している側面もあります。

今あるみどりの保全に継続して取り組むとともに、新たな緑地の創出を強化していく必要があります。

(2) 生物の生息調査

区では、毎年、荒川、綾瀬川、毛長川、圀川の4河川に生息する魚類の調査と、野鳥モニターによる野鳥の生息調査を実施し、魚類と野鳥の生息状況の経年変化を把握するとともに、ホームページ等で公表しています。しかし、これらの調査データが、十分に活用されていないという課題もあります。

今後は、生物調査の区民参加を拡大し、区内の生物への関心を高めていくことが必要となっています。研究機関や大学等の専門的な視点を踏まえ、区民にとって参加しやすい身近な生物調査を実施し、調査結果の活用を検討していきます。

(3) 人と自然のふれあい

区内には、桑袋ビオトープ公園や生物園、都市農業公園など自然や生物とふれあうことができる施設があります。

今後は、身近な公園などにおいても、自然や生物と親しむことができる場として積極的に活用していく必要があります。あわせて、公園等の維持管理において、生物の生息に配慮した工夫も必要です。

(4) 生物多様性の保全

生物多様性の保全は、地球温暖化対策や循環型社会の構築と並び、重要な地球環境に関する課題です。すでに生物多様性が失われはじめ、危機に直面していますが、生物多様性の内容や重要性が十分理解されているとは言えません。特に、都市化された区内では、自然や生物とふれあう機会は少なく、私たちが日常生活で生物多様性について意識することはあまりありません。

しかし、すべての生物は、食をはじめ、さまざまな生物の恵みで支えられています。私たちの日常の暮らしも、多様な生物とつながっていることを認識し、生物多様性を将来にわたって保全していく行動が求められています。生物多様性への理解を深め、行動を促すような取組みを進めていくことが必要です。

2. 施策群と目標

柱4 自然環境・生物多様性の保全

「ひと」と自然が相互に関わっていることを認識し、多様な生物と共生できるまちをつくる

施策群 4-1 自然や生物とふれあう機会の提供

自然や生物への関心を高め、身近に感じてもらうために、身近な生物情報の発信などに取り組みます。

また、桑袋*ビオトープ公園や生物園、都市農業公園などの拠点施設や身近な公園、友好都市等の豊かな自然を積極的に活用し、自然や生物とふれあう機会の充実を図ります。

施策 自然や生物への関心を高める取組みの推進

施策 自然体験や生物とふれあう機会の充実

目標 自然体験や生物とふれあうさまざまな機会を提供する

指標 生物とふれあう事業の参加者数

2024年度 330,600人（2015年度実績 300,508人から10%増）

指標の定義は、90ページを参照してください。

施策群 4-2 生物多様性への理解と取組みの推進

生物多様性の理解を促すため、パンフレットの作成と配布、イベントやキャンペーンの実施などにより、区民への浸透を図ります。

また、情報の蓄積と区民理解の促進の両方の側面から、多様な世代が参加可能な「区内の生物調査」を実施します。

施策 生物多様性に対する理解の促進

施策 区内の身近な生物の調査と生息環境の保全

目標 生物多様性に対する認識を高める

指標 区民参加型の生物調査の参加者数

2024年度 200人（2015年度実績 40人から400%増）

| | |
|---|---|
| 施策群 4-3 多様な生物が暮らす自然環境の保全と創出 | |
| 区内の自然環境の保全に取り組むとともに、緑化を推進します。また、学校、公園、公共施設等の整備や維持管理に際し、生物多様性の視点を考慮して進め、多様な生物と共生できる環境づくりを進め、区民の理解を深めていきます。 | |
| 施策 | 緑地、樹木、農地、河川等の自然環境の保全 |
| 施策 | 生物多様性を考慮した緑化や公園等の整備と維持管理 |
| 目標 | 自然環境保全とみどりの創出により、多様な生物が生息する環境をつくる |
| 指標 | 樹木被覆率 |
| | 2024 年度 8.7% (2015 年度実績 8.3%から 0.4 ポイント増) |

3. 重点項目

| |
|---|
| 重点 8 公園を活用した取組みの展開 |
| <p>自然環境や生物とふれあい、理解を広める場として、公園を活用していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の参画による公園整備の推進 ● 生物多様性に配慮した公園づくりと維持管理 ● 公園を活用した体験や学習プログラムの提供 |
| 重点 9 生物多様性の「実感を伴う理解」促進 |
| <p>生物多様性について正しく理解し、実感できるような取組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区民参加の生物調査の実施 ● 子ども対象の体験学習を兼ねた生物調査の実施 ● 日常生活と結びつけた普及啓発 ● 身近で生物多様性を学ぶことができる施設の活用 |

4. 施策と具体的な取組み

施策群 4 - 1 自然や生物とふれあう機会の提供

「知る・ふれあう」

自然や生物と関わることで、自然の大切さを実感することができます。自然や生物への関心を高めるため、身近な自然や生物の情報提供や、自然体験や生物にふれあう場の提供を推進します。

4 - 1 - 自然や生物への関心を高める取組みの推進

自然や生物に対する関心を高めるため、区内の身近な生物のほか、絶滅危惧種や*外来種問題、保全すべき国内外の貴重な自然など、さまざまな情報を提供していきます。あわせて、自然とのかかわりや四季を実感できる場づくりを進めます。

【具体的な取組み】

身近な生物の情報提供 再掲：5-1-

*あだち自然ガイドの充実

魚類や野鳥の調査結果の公表 再掲：5-1-

学校における*みどりのカーテンの実施 再掲：5-2-

絶滅危惧種や外来種、貴重な自然に関する情報提供（新規）再掲：5-1-

4 - 1 - 自然体験や生物とふれあう機会の充実 重点 8

区内の公園や河川など自然や生物とふれあえる施設において実施している自然観察会、体験講座を充実させるとともに、区外の動物園、植物園などの情報提供や、友好都市等と連携した取組みを推進します。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

生物園、都市農業公園等における講座や自然観察、体験事業の実施

再掲：5-2- 再掲：5-2- 再掲：5-2-

川や水辺での自然観察、体験事業の実施

再掲：5-2- 再掲：5-2- 再掲：5-2-

友好都市等と連携した*エコツアーや自然体験事業の実施（新規）

再掲：5-2- 再掲：5-2- 再掲：5-2-

営農継続が難しい農地を体験の場として区民農園や体験型農園として活用
自然や生物とふれあうことができる場の情報提供 再掲：5-1-

動物園、植物園、博物館など

施策群 4 - 2 生物多様性への理解と取組みの推進

「学ぶ・取り組む」

私たちの暮らしは、生物のつながりで支えられていることや、人間の活動が生物多様性に影響を与えていることなどをわかりやすく示すことで、生物多様性への理解を深め、生物多様性に配慮した行動を促します。身近な区内の生物調査や身近な緑化などにより、幅広い世代への生物多様性に関する情報を提供します。

4 - 2 - 生物多様性に対する理解の促進 **重点 8** **重点 9**

身近な生物やみどり、食など生物多様性の恵みを実感できるような情報提供を行い、生物多様性への関心を高め、理解を深めます。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

桑袋^{*}ビオトープ公園など生物多様性にふれることができる場の活用

生物多様性保全に関するPRの推進（新規）**再掲：5-1-**

生物多様性キャンペーン、特別展示やイベントの開催

区の生物・自然のシンボルとなるものの活用

パネル展示や生物をテーマにした講演会の実施

パンフレットやハンドブックの作成と配布

小中学生向けの情報発信（新規）**再掲：5-1-** **再掲：5-2-**

環境学習スタートブックの改定、子ども向けパンフレットの作成など

日常生活と結びつけた普及啓発 **再掲：5-1-**

食べ物、衣服、医薬品等と多様な生物とのつながり

大気や水、土壌の良好な環境を生み出す生物の役割など

身近なみどりの保全と創出 **再掲：4-3-** **再掲：4-3-**

庭やベランダの鉢植え、^{*}みどりのカーテンなど

適切なペット飼育の啓発 **再掲：5-1-**

4 - 2 - 区内の身近な生物の調査と生息環境の保全 **重点 9**

区民参画による区内の生物調査を実施し、その結果を公表するとともに、調査結果を活用して生物の生息環境の保全を進めます。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

魚類調査の実施と結果の公表

野鳥モニターによる野鳥調査の実施と結果の公表

【中長期的に実施すべき取組み】

専門家と連携した区民参加型生物調査の実施（新規）

子どもを対象とした体験学習を兼ねた生物調査（新規）

再掲：5-2- **再掲：5-2-**

大学、研究機関等との連携による調査結果の分析と活用（新規）

施策群 4 - 3 多様な生物が暮らす自然環境の保全と創出

「守る・創る」

区内に残された貴重な自然環境を保全するとともに、生物多様性を考慮した整備や維持管理を行い、「ひと」と多様な生物が共生する自然環境をつくりま

4 - 3 - 緑地、樹木、農地、河川等の自然環境の保全

区内に残された貴重な自然環境である緑地や樹木、農地を保全する取組みを進めていきます。また、貴重な自然空間であるとともに区の自然環境のシンボルでもある河川の環境を守ります。

【具体的な取組み】

身近なみどりの保全 再掲：4-2-
保存樹林、*特別緑地保全地域の指定
農地の保全及び適切な維持管理の促進
関係機関との連携による河川環境の保全と活用

4 - 3 - 生物多様性を考慮した緑化や公園等の整備と維持管理 重点8 重点9

引き続き緑化の推進や公園等の整備を進め、区内の自然環境を充実させていきますが、生物多様性の保全についても考慮して進めていきます。また、既存の公園等においても、生物多様性の保全につながるような維持管理を推進します。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

緑化基準に基づく緑化の推進
身近なみどりの創出 再掲：4-2-
民間施設への緑化指導
地区計画による公園やみどりの確保
公園の維持管理における生物多様性の配慮（新規）
公園に生息する生物のわかりやすい見せ方の工夫（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

区民参加型の公園づくり（新規）

5. 足立区生物多様性地域戦略について

柱4は、生物多様性基本法に基づく足立区生物多様性地域戦略を兼ねるもので
す。同法第13条第2項に定める項目について以下のとおり定めます。

(1) 対象とする区域

足立区内全域とします。

(2) 生物多様性地域戦略の目標

「ひと」と自然が相互に関わっていることを認識し、多様な生物と共生できる
まちをつくる

本計画の基本体系の柱4「自然環境・生物多様性の保全」が該当します。

(15ページ参照)

(3) 総合的かつ計画的に講ずべき施策

柱4「自然環境・生物多様性の保全」の施策群、施策、重点項目が該当します。

(41～45ページ参照)

(4) 計画期間中に目指すべき姿

みどりや水辺環境が保全され、豊かな自然環境と便利で快適な都市機能とが調
和したまち

本計画の基本体系の4つの視点「まち」が該当します。

(15ページ参照)

柱5 学びと行動のしくみづくり (足立区環境教育等行動計画)

1. 現状と課題

(1) 子どもたちの環境学習

区では、小学4年生から6年生を対象とした環境学習メニューとして、夏休みを活用した子供向けの学習プログラムや、小学校で活用できる環境読本の配布などを実施しています。しかし、地球温暖化対策が中心であり、他の分野の取組みが少ない点が課題となっています。

また、未就学児、小学校低学年、中学生向けの取組みの充実が課題となっています。

(2) 環境を学ぶ施設や機会

区では、桑袋^{*}ビオトープ公園、生物園、都市農業公園などにおいて、各種体験プログラム等を実施しています。また、自然とのふれあいを目的に、荒川及び埧川で自然観察会等を実施しています。

一方で、公園や施設をガイドできる人材が不足していること、これらの施設の交通の利便性があまり良くないこと等の課題もあります。自然環境分野が中心の講座や観察会に、地球温暖化対策や^{*}循環型社会の構築など他の視点を盛り込むことも必要です。

(3) 区内事業者、団体による環境活動

区内では多くの事業者や団体が環境に関する活動に取り組んでいます。事業者や団体に取り組んでいる環境活動の現状を把握し、情報を提供し、これらの活動を活性化させていく必要があります。

区には、区内で環境活動を行う事業者、団体を対象とした登録制のネットワーク「^{*}エコ活動ネットワーク足立 EANA(いーな)」があります。今後、EANAを事業者・団体が相互に連携するしくみに発展させていくことが求められます。

(4) リーダーの育成

区では、環境に関する様々なテーマについて、学習会や講座を実施しています。多くの参加者がこれらを修了していますが、その後のフォローアップに課題があります。

学習会や講座の修了者が、地域や職場で環境活動を広げていくリーダーとして活躍できるように、人材の育成と活躍の場づくりを進めていく必要があります。

2. 施策群と目標

柱5 学びと行動のしくみづくり
すべての「ひと」が環境について共に学び、行動するしくみをつくる

施策群 5-1 環境情報の発信と環境意識の向上

* SNSなどを活用し、区民の生活や行動に関連の深い環境情報について積極的に発信して環境への意識を高め、行動の変化を促します。

また、イベントや展示、キャンペーンの展開など環境への意識を高める場や機会の提供に取り組みます。

施策 環境に関する情報、環境配慮行動の発信

施策 環境への意識を高める場や機会の提供

目標 環境について知る機会を提供し、環境への意識を高める

指標 環境に配慮した製品を選んで使う人

2024年度 25% (2015年度実績 15.3%から9.7ポイント増)

指標の定義は、91ページを参照してください。

施策群 5-2 環境学習の推進と人材育成

環境に興味を持たせ、環境に配慮した行動を根付かせるため、発達段階に応じた環境学習に取り組みます。

未就学児については、保護者とともに学ぶプログラムを提供し、小中学生に対しては、全学年が取り組むことができるよう、環境学習ツールやプログラムの充実を図ります。

大人に対しては、環境学習講座の開催や、地域や事業者への学習機会の提供に取り組みます。

施策 幼児向け環境教育の推進と体験の機会の提供

施策 小中学生向け環境学習の推進

施策 大人向け環境学習の推進と人材の育成

目標 環境を学ぶ機会を充実し、「ひと」を育てる

指標 環境学習プログラムに参加し、修了した人の数(累計)

2024年度 2,000人 (2015年度実績 193人から毎年200人程度増やす)

| |
|---|
| 施策群 5-3 環境保全活動の拡大 |
| <p>区民一人ひとりの活動を促すとともに、地域ぐるみや事業者による取り組みを支援します。区内の事業者や団体等がゆるやかなネットワークでつながり、連携した取組みが可能となるしくみをつくります。</p> <hr/> <p>施策 環境に配慮した行動を促すしくみづくり 施策 環境保全活動のネットワークづくり</p> <p>目標 自主的に環境配慮行動に取り組む人を増やし、広げていく 指標 *エコ活動ネットワーク足立の参加団体が実施する自主的な環境保全活動数 2024 年度 年間 250 件</p> |

3. 重点項目

| |
|--|
| 重点 10 子どもたちへの環境学習の推進 |
| <p>子どもの頃から環境行動を根付かせるため、発達段階に応じた環境学習を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育と連携したメニューの充実 ● 未就学児と保護者を対象とした学習機会の提供 ● 子ども向けの自然体験・自然観察の機会の拡大 |
| 重点 11 環境を学ぶ施設やメニューのさらなる拡大 |
| <p>さまざまな機会で環境を学べるようにメニューを拡大します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 段階的（入門編、理解編、専門編）な学習機会の提供 ● 既存の施設や講座を、総合的に学べるように発展 ● 地域学習センター等で実施される環境以外の講座に環境の視点を盛り込む |
| 重点 12 自発的な実践を促すしくみづくりと人材育成の展開 |
| <p>さまざま主体が環境活動を実践し、その輪が広がるしくみをつくります</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者・団体の環境活動の把握とデータベース化 ● 区との連携や、事業者・団体相互の連携の促進 ● リーダーの役割、目的等を明確にした環境リーダーの育成 ● すでにさまざまな団体などで活動している人材の把握と活用 |

4. 施策と具体的な取組み

施策群 5 - 1 環境情報の発信と環境意識の向上

「知る」

環境に関するさまざまな情報をわかりやすく提供することは、環境に関心を持つための欠かせない取組みです。さまざまな形での積極的な環境情報の発信や、環境イベントの開催で環境意識を向上します。

5 - 1 - 環境に関する情報、環境配慮行動の発信

環境を身近に感じ、興味、関心を持たせ、行動を促すような情報を発信します。

【具体的な取組み】

環境情報の収集、整理と使いやすい形での提供

環境への興味を持たせ、関心を高めるための情報の提供

- ・地球温暖化対策の必要性のわかりやすい啓発 再掲：1-1-
- ・身近な生物の情報提供 再掲：4-1-
- ・自然や生物とふれあうことができる場の情報提供 再掲：4-1-
- ・生物多様性に関する小中学生向けの情報発信 再掲：4-2-
- ・日常生活と結びつけた普及啓発 再掲：4-2-

具体的な行動を促す情報提供

- ・ SNS を活用した省エネ行動の情報発信（新規） 再掲：1-1-
- ・旬の食べものや食材の地産地消の啓発（新規） 再掲：1-1-
- ・省エネ設備・機器の情報提供 再掲：1-1-
- ・カーボン・オフセットの普及啓発 再掲：1-3-
- ・住宅の省エネ性能表示制度のPR（新規） 再掲：1-1-
- ・ごみの出し方や分別のわかりやすいPR 再掲：2-1-
- ・処理経費の発信等ごみ施策の「見える化」強化（新規） 再掲：2-1-
- ・ごみ出しアプリなど情報提供の多言語化推進 再掲：2-1-
- ・Rのお店の情報提供と連携強化 再掲：2-2-
- ・区民、区内事業者への排出ルールの周知徹底 再掲：2-3-
- ・適切なペット飼育の啓発 再掲：4-2-

データや科学的知見などの情報提供

- ・電力会社別のCO₂排出係数など、低炭素なエネルギーを選択するための情報提供（新規） 再掲：1-2-
- ・大気、水質、騒音等の調査結果の情報提供 再掲：3-1-
- ・魚類や野鳥の調査結果の公表 再掲：4-1-
- ・絶滅危惧種や外来種、貴重な自然に関する情報提供（新規） 再掲：4-1-

環境活動に取り組む団体等の情報提供 再掲：5-3-

* SNS を活用したタイムリーな情報発信（新規）

季節や場面に応じた具体的な行動の発信

5 - 1 - 環境への意識を高める場や機会の提供 重点 11

環境イベントやキャンペーン、展示やパンフレットなど環境意識向上につながる場や機会を提供します。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

生物園や*リサイクルセンター等環境を考えるきっかけとなる場の利用拡大

拠点となる施設が提供するプログラムの充実

環境イベントやキャンペーンの展開

省エネキャンペーンの実施 再掲：1-1-

資源ロス啓発イベントの検討（新規）再掲：2-1-

イベント等における*リユース食器の促進（新規）再掲：2-2-

公共施設での展示、PRの実施

水をテーマにした展示や講演会などの実施 再掲：2-2-

生物多様性保全に関するPRの推進（新規）再掲：4-2-

生物多様性キャンペーン、特別展示やイベントの開催

パンフレットやハンドブック等の作成と配布による環境意識の醸成

再掲：1-1-

【中長期的に実施すべき取組み】

環境学習拠点のあり方の検討（新規）

施策群 5 - 2 環境学習の推進と人材育成

「学ぶ」

環境に興味、関心を持った方々に、より深く学ぶ機会を提供するとともに、積極的に行動するリーダーを育成します。特に、次世代を担う子どもたちが、発達段階に応じて、自然と環境行動が身につくきめ細かな学習プログラムを進めていきます。

5 - 2 - 幼児向け環境教育の推進と体験の機会の提供 重点 10 重点 11

保護者と一緒に楽しみながら参加できる自然観察会や体験型の講座を実施し、環境行動のきっかけを作ります。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

保護者を巻き込んだ幼児向け環境学習の推進

親子で参加できる自然体験イベントの実施

生物園、都市農業公園等における講座や自然観察、体験事業

再掲：4-1-

〔第 章 各柱の施策と取組み〕

川や水辺での自然観察、体験学習の実施 再掲：4-1-

荒川や圀川での体験イベントなど

友好都市等と連携した*エコツアーや自然体験 再掲：4-1-

保育園等で実施できる環境学習プログラムの提供（新規）

【中長期的に実施すべき取組み】

子どもを対象とした体験学習を兼ねた生物調査（新規）再掲：4-2-

5 - 2 - 小中学生向け環境学習の推進 重点 10 重点 11

小中学校と連携した取組みのほか、家庭や地域など学校外での学習や環境活動を推進します。あわせて小中学生が自ら学び、取り組むことができるプログラムを充実します。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

環境学習ツールの作成と配布

環境スタートブックなど

生物多様性に関する情報発信 再掲：4-2-

学校における*みどりのカーテンの実施 再掲：4-1-

小中学生が自ら取り組むプログラムの実施

*夏休み子どもエコプロジェクトなど

学校外で自然体験や学習に取り組む機会の提供（新規）

生物園、都市農業公園等における講座や自然観察、体験事業

再掲：4-1-

川や水辺での自然観察、体験学習の実施 再掲：4-1-

荒川や圀川での体験イベントなど

友好都市等と連携したエコツアーや自然体験 再掲：4-1-

【中長期的に実施すべき取組み】

環境学習ツール活用のための教員向け研修会の実施（新規）

地域団体等が実施する子ども向け環境学習の支援（新規）

子どもを対象とした体験学習を兼ねた生物調査（新規）再掲：4-2-

5 - 2 - 大人向け環境学習の推進と人材の育成 重点 11 重点 12

大人を対象とした環境を学ぶさまざまな機会を提供し、地域や職場で環境活動のリーダーとなる人材を育成します。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

大人向け講座等の実施

生物園、都市農業公園等における講座や自然観察、体験事業

再掲：4-1-

*あだち環境ゼミナール、荒川や圀川での体験イベントなど 再掲：4-1-

友好都市等と連携した*エコツアーや自然体験 再掲：4-1-
ミニ講演会や見学会などの機会提供
リーダーを活用した出前講座や取組み発表会の開催
目的、役割を明確化し、各分野で活動している人材をリーダーとして活用
新たなリーダーの育成（新規）
入門、中級、上級など段階に応じた学習機会の提供（新規）
5分程度のワンポイント環境講座プログラムの提供（新規）
環境以外のさまざまな講座の中で活用し、環境行動のきっかけとする。

施策群 5 - 3 環境保全活動の拡大 「広げる」

すでに多くの区民や団体、事業者が環境保全活動に取り組んでいますので、こうした方々の情報提供を行います。また、多様な環境の課題を解決するためには、さまざまな主体の特徴をいかした取組みが求められるため、このような団体間のネットワークの形成を促進します。

これにより、環境保全活動のより一層の拡大につなげます。

5 - 3 - 環境に配慮した行動を促すしくみづくり 重点 11 重点 12

効果の「見える化」や、無理なく継続できるしくみなど環境に配慮した行動を促すさまざまなしくみをつくるとともに、自主的な環境行動を支援します。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

身近な環境行動に取り組むしくみの強化

*資源ごみ買取市の拡充 再掲：2-2-

地域の美化活動の活性化と拡大 再掲：3-2-

環境活動に取り組む団体等の情報提供 再掲：5-1-

環境基金助成による活動支援

先導的な研究活動、地域での実践活動など

事業者や研究機関と連携した取組みの推進

事業者と連携した省エネ行動の拡大 再掲：1-1-

エネルギー使用量を把握し、削減を促すしくみの利用拡大（新規）

*そらつな制度の推進 再掲：1-2-

*あだち・そらとつながるプロジェクト(太陽光発電設置促進店舗登録制度)

外食産業・団体等との連携による*フードバンクの活用（新規）

再掲：2-1-

*Rのお店の情報提供と連携強化 再掲：2-2-

環境に配慮した活動を発表する場や表彰制度の検討（新規）

優良排出事業者への感謝状の贈呈 再掲：2-3-

〔第 章 各柱の施策と取組み〕

【中長期的に実施すべき取組み】

環境行動の具体的な効果の情報提供（新規）

補助制度利用者への調査による効果の把握（新規）再掲：1-1-

無理なく継続できるしくみの検討（新規）

5-3- 環境保全活動のネットワークづくり 重点12

環境保全活動を行っている個人、事業者、団体をつなげ、その輪を広げていくネットワークをつくりまします。

【具体的な取組み】 は重点項目に関連するもの

エコ活動ネットワーク足立（EANA）の活性化

環境保全活動に取り組む事業者、団体等の情報収集と活用

事業者、団体のデータベース化など

区の事業における事業者や研究機関との連携推進

【中長期的に実施すべき取組み】

子ども、地域、事業者などの取組み発表の機会の提供（新規）

各拠点施設の合同活動報告会の開催（新規）

各主体をコーディネートする人材の育成（新規）

5. 足立区環境教育等行動計画について

柱5は、環境教育等促進法に基づく足立区環境教育等行動計画を兼ねるものです。本計画のひとづくりの基本的な考え方を環境教育等行動計画の基本方針として以下のとおり定めます。

(1) 目指す持続可能な社会

地球にやさしいひとのまち

～かけがえのない地球環境を守るため、

すべてのひとが自ら学び考え、実践するまち～

本計画の基本体系の環境の視点から目指す姿が該当します。(15 ページ参照)

(2) 求められる人間像

地球環境を意識して、未来のために自発的に行動するとともに

その輪をひろげていく「ひと」

本計画の基本体系の4つの視点「ひと」が該当します。(15 ページ参照)

(3) 取組みの基本的方向

すべての「ひと」が環境について共に学び、行動するしくみをつくる

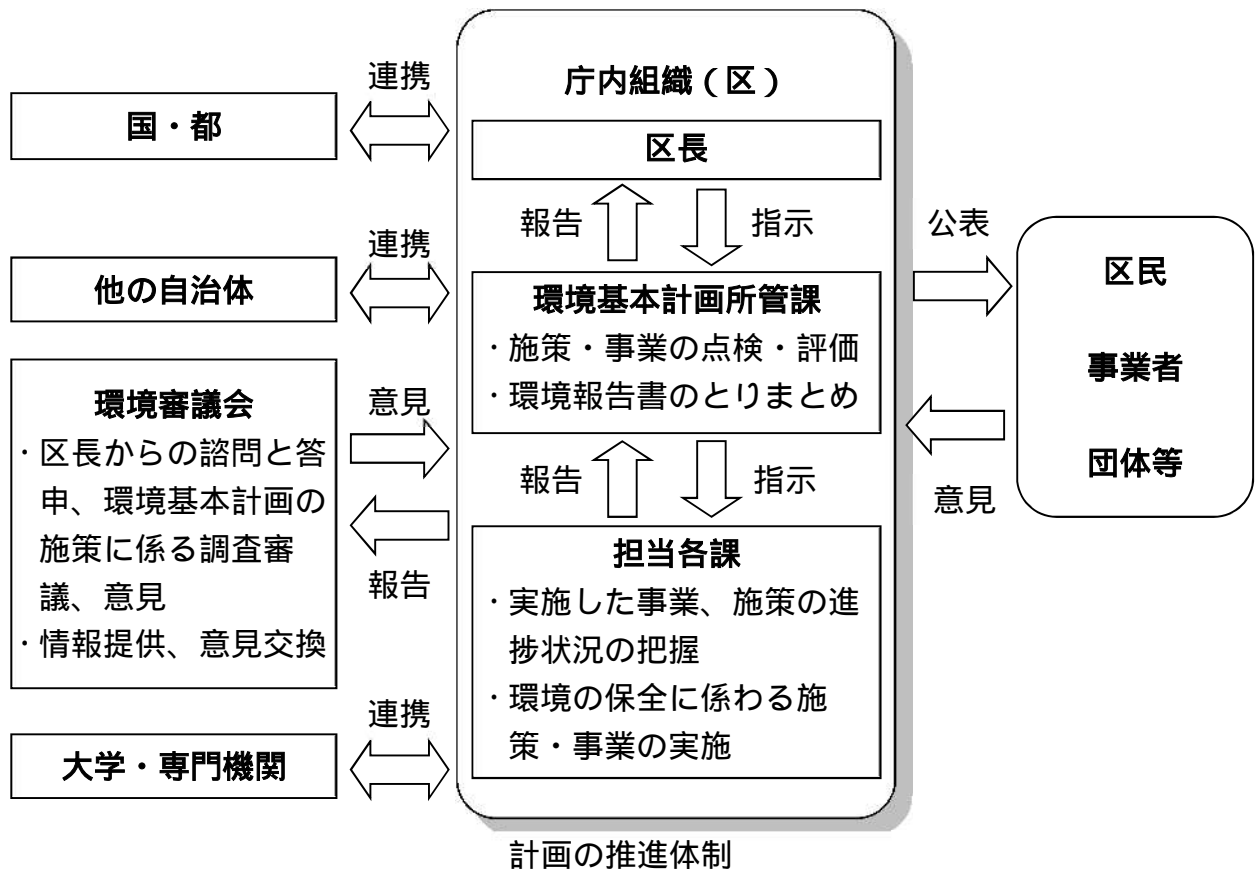
本計画の基本体系の柱5「学びと行動のしくみづくり」が該当します。

(15 ページ参照)

第V章 計画の進行管理

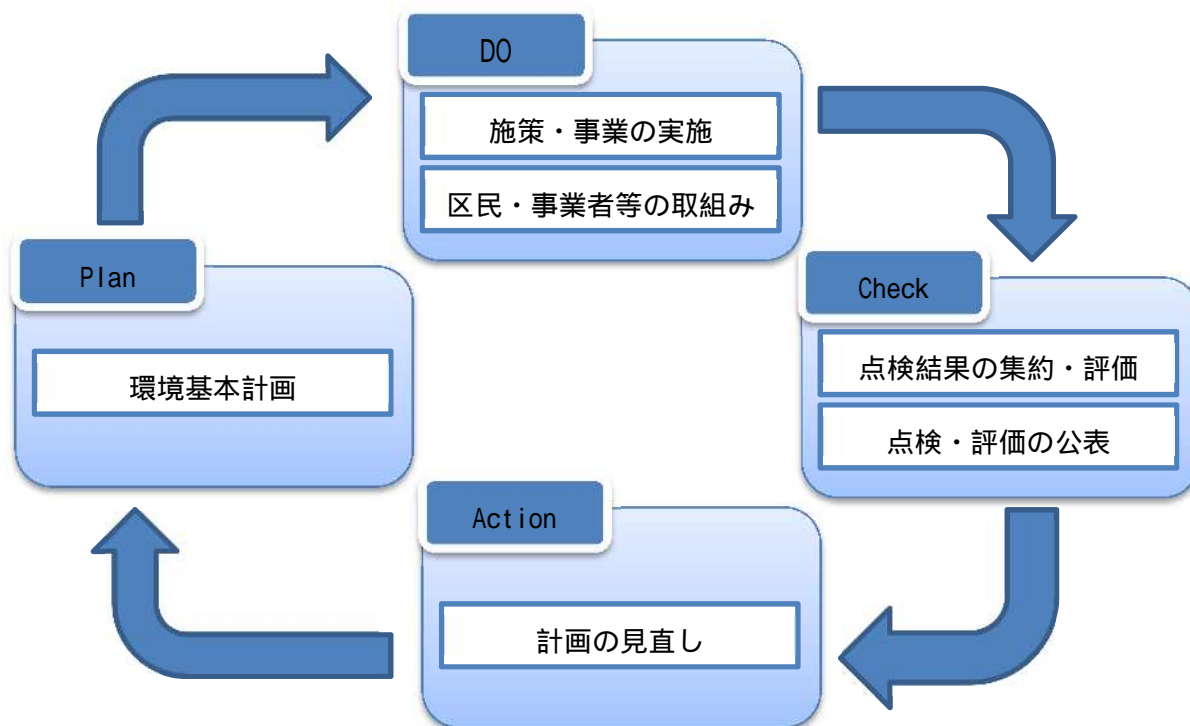
1. 推進体制

本計画の実効性を確保するために、区民・事業者・区等による計画の推進体制を整備します。区では、庁内組織を設けて施策・事業の進捗状況の点検・評価、担当課間との調整・連携を図り、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。



2. 進行管理の方法

毎年、本計画の施策がスケジュールどおり進捗しているかどうかを把握・評価し、進行管理を行います。



(1) 施策・事業の点検

施策・事業は、各担当課が中心となってその推進に努めます。そして実施状況については、区の行政評価制度によって点検・評価を行い、必要に応じて施策の進め方等の見直しを行います。

(2) 目標による点検

区の行政評価制度に加えて、本計画に掲げた目標により計画の推進状況を点検します。毎年、環境基本計画所管課が環境施策の実施状況を統一的な様式を用いて調査します。内容は、事業実施により得られた成果や、当初目的との乖離、今後の方針や目標値の修正であり、経年変化を追跡できるものとします。

(3) 点検結果の集約・評価

行政評価制度による評価と本計画の目標による評価を踏まえて、必要に応じて施策や事業の見直しを行います。また、目標の点検結果を集約し、その後の重点事業の選択など、環境政策立案に活用していきます。

(4) 点検・評価結果の公表

点検・評価結果を環境審議会や議会に報告し、「足立の環境」や区のホームページ等で公表するとともに、様々な機会を通じて区民及び団体や事業者等から広く意見を聞き、得られた意見をさらに見直しに反映させます。

(5) 計画期間と見直し

本計画の計画期間は、2024(平成36)年度までとしますが、新たな環境問題や社会経済状況の変化などに柔軟に対応していくため、必要に応じて中間の見直しを実施します。

3. 目標と指標の一覧

指標の定義は、90～91ページを参照してください。

柱1 地球温暖化・エネルギー対策(足立区地球温暖化対策実行計画)

| 施策群 | 目標 | 指標 | 2015年度実績値 | 2024年度目標値 |
|--|--------------------|-----------------------|-----------|-----------|
| 1-1 エネルギーの効率的な利用 | 区内のエネルギー使用量を減らす | 省エネルギーを心がけている人 | 54.6% | 70.0% |
| 1-2 低炭素なエネルギーの利用拡大 | 区内の再生可能エネルギーを増やす | 区内の再生可能エネルギーの導入容量(累計) | 31,788kW | 36,000kW |
| 1-3 CO ₂ 吸収量の増大と気候変動の影響への適応 | 地球温暖化の影響に備え、対策を進める | 熱中症で搬送される患者数 | 314人 | 160人 |

柱1に兼ねる足立区地球温暖化対策実行計画で定めるCO₂削減目標

| 目標年度 | 目標 |
|--------------|--------------------|
| 2024(平成36)年度 | 2013(平成25)年度比23%削減 |
| 2030(平成42)年度 | 2013(平成25)年度比35%削減 |

CO₂削減量については指標としませんが、中長期的な削減目標を定めます。

〔第 章 計画の進行管理〕

柱 2 循環型社会の構築

| 施策群 | 目標 | 指標 | 2015年 度実績値 | 2024年 度目標値 |
|-------------------|--------------------------|-----------------|---------------|---------------|
| 2-1 廃棄物減量の推進 | 3 Rの推進と分別の徹底により廃棄物の量を減らす | 1人1日あたりの家庭ごみ排出量 | 561.1g | 470g |
| 2-2 持続可能な資源利用への転換 | 資源の循環利用を推進する | 資源化率 | 19.7% | 27.0% |
| 2-3 廃棄物の適正処理 | 廃棄物の適正処理向上により、区内のごみ量を減らす | 区内のごみ量 | 181,248t | 161,400t |

柱 3 安全安心で快適なくらしの確保

| 施策群 | 目標 | 指標 | 2015年 度実績値 | 2024年 度目標値 |
|---------------------|-------------------------|---------------------|---------------|---------------|
| 3-1 生活環境の保全と公害対策の推進 | 公害対策を推進し、公害の苦情や相談件数を減らす | 工場等に対する公害苦情相談件数 | 305件 | 232件 |
| 3-2 快適で美しいまちづくり | まちの美化を促進する | 地域で自主的に美化活動をしている団体数 | 248団体 | 400団体 |

柱 4 自然環境・生物多様性の保全（足立区生物多様性地域戦略）

| 施策群 | 目標 | 指標 | 2015年 度実績値 | 2024年 度目標値 |
|--------------------------|-----------------------------------|-----------------|---------------|---------------|
| 4-1 自然や生物とふれあう機会の提供 | 自然体験や生物とふれあう機会の提供数を増やす | 生物とふれあう事業の参加者数 | 300,508人 | 330,600人 |
| 4-2 生物多様性への理解と取組みの推進 | 生物多様性に対する認識を高める | 区民参加型の生物調査の参加者数 | 40人 | 200人 |
| 4-3 多様な生物のが暮らす自然環境の保全と創出 | 自然環境保全とみどりの創出により、多様な生物が生息する環境をつくる | *樹木被覆率 | 8.3% | 8.7% |

柱5 学びと行動のしくみづくり（足立区環境教育等行動計画）

| 施策群 | 目標 | 指標 | 2015年 度実績値 | 2024年 度目標値 |
|-----------------------------|------------------------------------|--|---------------|---------------|
| 5-1 環境情報の 発信と環境意識の 向上 | 環境について知る機 会を提供し、環境へ の意識を高める | 環境に配慮した製品 を選んで使う人 | 15.3% | 25.0% |
| 5-2 環境学習の 推進と人材育成 | 環境を学ぶ機会を充 実し、「ひと」を育て る | 環境学習プログラム に参加し、修了した 人の数（累計） | 193人 | 2,000人 |
| 5-3 環境保全活 動の拡大 | 自主的に環境配慮行 動に取り組む人を増 やし、広げていく | *エコ活動ネットワ ーク足立の参加団体 が実施した自主的な 環境保全活動数 | | 250回 |

行動編

(行動指針)

区民・事業者・区の行動指針

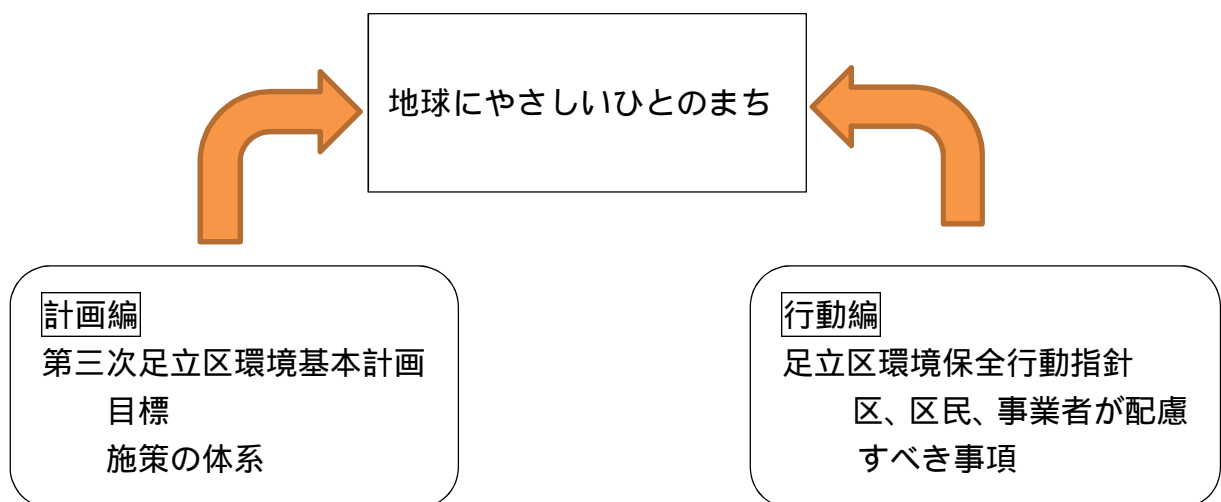
計画編において、足立区環境基本条例第8条に基づき、地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、地球環境の保全に寄与するための目標や施策の体系をまとめました。

しかし、環境の視点から目指す姿「地球にやさしいひとのまち」を実現するためには、行政計画だけではなく、区に関わる全ての主体の日々の行動が重要です。全ての主体が、環境を学び、自ら率先して環境負荷の少ない行動を実践し、それが区内全体に広がっていくことで「地球にやさしいひとのまち」の実現につながります。

行動編には、足立区環境基本条例第9条に基づく行動指針として、区、区民、事業者が環境の保全に関して配慮すべき事項を定めています。第三次足立区環境基本計画の5つの柱に沿って、区民や事業者が取り組むべき環境保全に関する行動や、区が事業者として率先して実施する環境保全の活動を整理しました。あわせて、各柱には、将来目指す「地球にやさしいひとのまち」を示しています。

この行動編を日常生活や事業活動における行動の指針として活用してください。

なお、家庭の取組みは、住居形態や家族構成、生活スタイルなどにより異なり、事業者の取組みも、業種や経営形態、従業員数などにより異なります。この指針を参考にして、個々の事情に適した取組みを進めていきましょう。



柱 1 地球温暖化・エネルギー対策

エネルギーを賢く使い、地球温暖化の原因となる*温室効果ガスを削減するとともに、気候変動の影響に対応できるように対策や行動に取り組みましょう。

柱 1 が目指す「地球にやさしいひとのまち」

すべてのひとが、省エネルギー型の暮らしや事業活動を行い、使うエネルギーも*再生可能エネルギーを最大限に活用しています。

施策群 1 - 1 エネルギーの効率的な利用

地球温暖化対策のベースとなるエネルギー使用量を減らす取組みです。普段の行動を改めて見直し、省エネに取り組みましょう。

区の率先行動

【各職員の率先行動】

省エネ行動を実施する。

- 積極的に階段を利用し、エレベーターの使用を抑制する。
- 長時間使わないときや、離席するときは、ノートパソコンを閉じる。
- 休み時間はパソコンを使わない。
- リモコン操作で不要な照明を消す。
- 時間外勤務の削減に努める。
- 公用車を運転する際には、*エコドライブを徹底する。

環境に配慮した交通手段を選択する。

- なるべく公用車を使わず、自転車や鉄道、バスを利用し、公用車の運行台数を減らす。

【事業者としての率先行動】

省エネ行動を実施する。

- 事務機器を節電・待機モードへ切り換える。
- 昼間の消灯や照明器具の清掃等を実施する。
- 冷暖房の設定温度を適切にするとともに、空調機器の吹き出し口の開放やフィルターをこまめに清掃する。
- 時間外勤務を削減する対策を進める。
- *クールビズや*ウォームビズを実施する。

省エネ設備・機器を導入する。

- *LEDや高効率な空調機器等、将来のコストを考慮したエネルギー効率の高い機器に更新する。
- 省電力のOA機器に買い替える。

- 自動車更新時に環境負荷の少ない自動車（*燃料電池自動車、*電気自動車、*プラグインハイブリッド自動車、*ハイブリッド自動車など）を導入する。
- 公共施設の建築・改築の際に省エネ化する。**
- 建物の構造や立地条件に合わせた断熱対策を進める。
 - エネルギーの見える化を検討する。
 - 自然光や自然風を積極的に取り込める構造や配置を検討する。

区民の行動

日常生活における省エネ行動を実施する。

- エアコンやテレビ、照明などの家電製品の無駄な使用を抑える。
- お湯は必要な時に沸かし、電気ポットでの保温はしない。
- 台所、洗面所等で使うお湯の温度を低めにする。
- 季節に応じた服装で過ごし、エアコンの設定温度を控え目にする。
- カーテン、ひさし、扇風機を活用し、冷暖房の効果を高める。
- 家族がまとまって同じ部屋で過ごす。
- 旬の食べものや近隣産の食べものを食べる。
- エアコンのフィルター清掃など家電製品の適切なメンテナンスを行う。
- 車を利用する場合には、*エコドライブを実践する。
- 毎月のエネルギー使用量を確認し、使用状況を振り返る。

省エネ設備・機器を導入する。

- 照明を*LEDに交換する。
- 家電の買い替え等の際には、省エネ性能の高い製品を選ぶ。
- 家庭の状況に応じた高効率な機器の導入を検討する。

住宅の建築・改築の際に省エネ化する。

- 高断熱・高気密化された住宅を建築、選択する。
- 自然エネルギーを活用した住まいづくりを採用する。
- 隣地との境界塀は低くし、自然光や自然風を入りやすくする。
- 家庭の状況に応じたエネルギー管理システムを導入し、エネルギーを効率的に使うしくみをつくる。

環境に配慮した交通手段を選択する。

- なるべく自動車は使わず、鉄道やバス、自転車を活用する。
- 自動車を所有せず、レンタカーや*カーシェアに切り替える。
- 環境負荷の少ない自動車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車など）に買い替える。

事業者の行動

日常業務における省エネ行動を実施する。

- 事務機器を節電・待機モードへ切り換える。
- 廊下等の照明の間引きを行う。
- 昼間の消灯や照明器具の清掃等を実施する。
- 積極的に階段を利用し、エレベーターの使用を抑制する。
- 冷暖房の設定温度を適切にするとともに、空調機器の吹き出し口の開放やフィルターをこまめに清掃する。
- *クールビズや*ウォームビズを実施する。
- 自動車を利用する際には、*エコドライブを徹底する。

省エネ設備や機器に更新する。

- 照明を*LEDに交換する。
- トイレ、非常階段等には*人感センサーを設置する。
- 省電力のOA機器を採用する。
- 専門家の助言などを踏まえ、事業の形態や事業所の状況に応じた高効率な機器の導入を検討する。

建築物を建築・改築の際に省エネ化する。

- 省エネルギーに関する目標を定める。
- 屋根、外壁等の断熱を強化し、*二重窓や*複層ガラスを採用する。
- 自然採光、自然通風を取り入れる。
- 建物や配管等の長寿命化を図る。
- 専門家の助言などを踏まえ、事業の形態や事業所の状況に応じた*エネルギーマネジメントシステムの導入を検討する。

環境に配慮した交通手段を選択する。

- なるべく自動車を使わず、自転車や鉄道、バスを利用し、自動車の運行台数を減らす。
- 環境負荷の少ない自動車(*燃料電池自動車、*電気自動車、*プラグインハイブリッド自動車、*ハイブリッド自動車など)に買い替える。
- 自らの配送から共同配送や運送会社の活用などに切り替え、輸送の効率化を図る。

施策群 1 - 2 低炭素なエネルギーの利用拡大

地球温暖化対策のためには、エネルギー使用量を削減するとともに、CO₂排出の少ないエネルギーを活用することも重要です。

太陽エネルギーや蓄電池などを活用し、家庭や事業所で低炭素なエネルギーをつくり、有効活用するよう取り組みましょう。

区の率先行動

【事業者としての率先行動】

- 電力会社を選ぶときは、発電時のCO₂排出量など環境性能も考慮する。
- 区施設において、太陽エネルギー利用機器を率先導入する。
- 区施設の大規模改修や新築に合わせて、多様な再生可能エネルギーの導入可能性を検討する。
- 水素社会の動向を注視しつつ、燃料電池車や燃料電池などの率先導入を検討する。

区民の行動

- 電力会社を選ぶときは、発電時のCO₂排出量など環境性能も考慮する。
- 家庭の状況に応じて太陽光発電設備や太陽熱温水器などを設置する。
- 家庭の状況に応じて蓄電池を導入し、エネルギー利用の効率を高めるとともに、大規模災害などの緊急時に備える。

事業者の行動

- 電力会社を選ぶときは、発電時のCO₂排出量など環境性能も考慮する。
- 事業の形態や事業所の状況に応じて、太陽光発電、太陽熱利用など、再生可能エネルギーの導入を図る。
- 電気や燃料などのエネルギーを購入する際、低炭素なエネルギーの選択に配慮する。
- グリーン電力証書を活用し、再生可能エネルギー由来の電力を使用する。
- 事業の形態や事業所の状況に応じて、周辺の未利用エネルギー源（清掃工場排熱、下水処理施設排熱、変電所排熱、地下鉄排熱など）を調査し、未利用エネルギーの活用を図る。
- 事業の形態や事業所の状況に応じて、環境負荷の低減や非常時対応等の観点から、蓄電池や燃料電池車や燃料電池の導入に努める。

施策群 1 - 3 CO₂吸収量の増大と気候変動の影響への適応

すでに地球温暖化の影響は気温の上昇や集中豪雨などの極端な気象現象として表れつつあります。これらは、健康被害や災害という形で暮らしや事業に大きな影響を及ぼすものです。

この気候変動による影響を正しく理解し、それに適応した生活や事業活動を行い、気候変動に備えることが重要です。

区の率先行動

【事業者としての率先行動】

- 職員やイベント参加者等への熱中症対策を徹底する。
- 公共施設の利用者が快適に過ごせるよう、緑陰などの*クールスポットを創出する。
- 地球温暖化や極端な気象の増加が与える影響を分析・理解・共有し、防災、健康など全庁的な課題として対策に取り組む。
- 地域防災計画を極端な気象を考慮したものに見直していく。
- 森林のCO₂吸収量による*カーボン・オフセットの活用や、建物や調度品などの木材利用により、森林のCO₂吸収作用を維持・増大を支援する。
- 公共施設の緑化にあたり、*温室効果ガスの吸収作用が大きくなるような樹木の選定や管理を実施する。

区民の行動

- 適切に冷房を利用し、熱中症を予防する。
- 熱中症にかかりやすい高齢者や幼児などへの心配りを行う。
- 災害時の避難などについてあらかじめ考えておく。
- 豪雨に備え、排水溝などを日ごろから清掃しておく。
- 暑さを緩和する打ち水等を実施する。
- よしずやすだれなど、涼しく過ごす工夫をする。
- 温度計と湿度計を設置し、常に天候の変化を感じるようにしておく。

事業者の行動

- 従業員等の熱中症を予防する。
- 災害時の避難や事業活動などについてあらかじめ考えておく。
- 地球温暖化や極端な気候の増加が事業に与える影響を分析・理解・共有し、対応策を考える。
- 暑さを緩和する打ち水等を実施する。
- 森林のCO₂吸収量によるカーボン・オフセットの活用や、建物や調度品などの木材利用により、森林のCO₂吸収作用を維持・増大を支援する。

行動による効果等 (柱 1 地球温暖化・エネルギー対策)

(1) 省エネ行動による具体的な効果

環境に配慮した生活によって、1年間で削減できるCO₂排出量と節約費用を紹介します。紹介した取り組みをすべて実施すると、年間 360kg のCO₂の削減と、光熱費 2万円の節約につながります。

削減排出量、節約費用については、使用機器の性能や使い方、時期などによって異なりますので、参考値としてご覧ください。

■ 照明器具

| | |
|--|---|
| <p>白熱電球をLED電球や電球型蛍光灯に交換する 54Wの白熱電球から9WのLED電球に交換した場合</p> | <p>CO₂削減量 約 44.0kg/年間 節約額 約 2,330 円/年間</p> |
| <p>点灯時間を短くする 白熱電球(54W) / 蛍光ランプ(12W) 1灯の点灯時間を1日1時間短くした場合</p> | <p>白熱電球 CO₂削減量 約 9.6kg/年間 節約額 約 510 円/年間 蛍光ランプ CO₂削減量 約 2.2kg/年間 節約額 約 110 円/年間</p> |

■ ガス・石油ファンヒーター

| | |
|--|--|
| <p>室温を20℃に温度設定 外気温6℃の時、設定温度を21℃から20℃にした場合</p> | <p>ガスファンヒーター CO₂削減量 約 17.8kg/年間 節約額 約 1,050 円/年間 石油ファンヒーター CO₂削減量 約 25.4kg/年間 節約額 約 940 円/年間</p> |
| <p>必要な時だけつける 設定温度20℃で、運転時間を1日1時間短くした場合</p> | <p>ガスファンヒーター CO₂削減量 約 27.6kg/年間 節約額 約 1,630 円/年間 石油ファンヒーター CO₂削減量 約 39.6kg/年間 節約額 約 1,460 円/年間</p> |

■ エアコン

| | |
|--|---|
| 夏は28 に、冬は20 に温度設定 夏 外気温 31 の時、冷房設定温度を 27 から 28 にして、1日9時間使用した場合 冬 外気温 6 の時、暖房設定温度を 21 から 20 ににして、1日9時間使用した場合 | 夏 CO ₂ 削減量 約 14.8kg/年間 節約額 約 780 円/年間 冬 CO ₂ 削減量 約 26.0kg/年間 節約額 約 1,380 円/年間 |
| 必要な時だけつける 冷房（設定温度 28 ） / 暖房（設定温度 20 ）の運転時間を1日1時間短くした場合 | 冷房 CO ₂ 削減量 約 9.2kg/年間 節約額 約 490 円/年間 暖房 CO ₂ 削減量 約 19.9kg/年間 節約額 約 1,050 円/年間 |
| フィルターをこまめに掃除する フィルターを月に2回程度掃除した場合 | CO ₂ 削減量 約 15.6kg/年間 節約額 約 830 円/年間 |

■ 冷蔵庫

| | |
|---|---|
| ものを詰め込みすぎない 詰め込んだ場合と、半分にした場合の比較 | CO ₂ 削減量 約 21.4kg/年間 節約額 約 1,130 円/年間 |
| 設定温度は適切に 周囲温度が 22 で、設定温度を「強」から「中」にした場合 | CO ₂ 削減量 約 30.2kg/年間 節約額 約 1,600 円/年間 |
| 壁から適切な間隔で設置 冷蔵庫の上と両側が接している場合と、片側が壁に接している場合の比較 | CO ₂ 削減量 約 22.1kg/年間 節約額 約 1,170 円/年間 |

■ 風呂

| | |
|--|---|
| 入浴は間隔をあけずに 続けて入浴する場合と、2時間後に 1.5 低下したお湯を追い焚きする場合の比較 | CO ₂ 削減量 約 28.6kg/年間 節約額 約 1,690 円/年間 |
| シャワーだけでなく浴槽入浴を取り入れる。 シャワーのみで 17 分間入浴する場合と、浴槽で入浴する場合の比較 | CO ₂ 削減量 約 9.3kg/年間 節約額 約 550 円/年間 |

参考資料: *クール・ネット東京 東京都地球温暖化防止活動センター 家庭の省エネハンドブック (平成 28 年 3 月発行)

(2) 省エネ機器への買い替え効果

省エネの機器に買い替えることで、エネルギー使用量が減り、CO₂の排出を削減し、地球温暖化対策につながります。

2007（平成 19）年製の機器を 2015（平成 27）年製の機器に買い替えた場合のエネルギー使用量と電気、ガス料金の節約額は以下のとおりです。

削減量や節約額については、条件によって異なりますので、参考値としてご覧ください。

| | | |
|--------------------|----------|--------------|
| エアコン 2.8kW（8～12畳用） | エネルギー使用量 | 約 17%減/年間 |
| | 電気料金節約額 | 約 4,800 円/年間 |
| 電気冷蔵庫（401～450L） | エネルギー使用量 | 約 56%減/年間 |
| | 電気料金節約額 | 約 8,530 円/年間 |
| 液晶テレビ（40V型） | エネルギー使用量 | 約 59%減/年間 |
| | 電気料金節約額 | 約 3,510 円/年間 |
| ガス温水器（給湯能力 24号） | エネルギー使用量 | 約 6%減/年間 |
| | ガス料金節約額 | 約 4,140 円/年間 |

出典：経済産業省資源エネルギー庁 省エネ性能カタログ 2016 年夏版

(3) 再生可能エネルギーの拡大効果

再生可能エネルギーによる発電は、CO₂を排出する火力発電と異なり、発電時にはCO₂を排出しません。2015 年度末時点で、区内の再生可能エネルギーの発電容量は、31,788kW です。（21 ページ参照）これによる年間の推計発電量は、約 33,416,000kWh¹です。

区内の家庭等に供給される一般的な電力を 1 kWh 発電するときには排出される CO₂は 0.491kg²ですので、区内の再生可能エネルギー発電により、CO₂排出量を約 16,400 t 削減した計算になります。

- 1 環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（平成 22 年 8 月）に基づき算定
- 2 2016 年 8 月 1 日東京電力エネジーパートナー株式会社プレスリリース「2015 年度の CO₂排出係数の報告について」

柱2 *循環型社会の構築

日常生活や事業活動の工夫でごみを減らすとともに、分別の徹底や再生品の活用により、資源循環の促進に取り組みましょう。

柱2が目指す「地球にやさしいひとのまち」

すべてのひとが、*3Rに積極的に取り組んでごみを減量し、貴重な資源を持続的に使うことができる社会になっています。

施策群2-1 廃棄物減量の推進

資源循環型の社会を実現する第一歩はごみを減らすことで、ごみを減らせば、廃棄物の焼却や埋め立てなど環境への負担も減らすことができます。日常生活のあらゆる場面において、「ごみを出さない」ことを意識して行動しましょう。

区の率先行動

【事業者としての率先行動】

- 事務用品等の過不足を調整し、適正量の購入に努める。
- *ペーパーレス化を推進する。
- 両面印刷や縮小印刷、裏紙利用などにより紙の使用量を削減する。
- 建設工事における廃棄物の発生をできる限り抑える。
- 建築物の計画に当たっては、補修又は改修しやすい構造にするなど、建物の長寿命化を図るよう設計する。

区民の行動

- マイバッグを持参し、レジ袋を断る。
- 簡易包装の商品を選択する。
- 使い捨ての商品を使わない。
- 詰め替えできる商品を選ぶ。
- 買い物の際には、本当に必要なものだけを購入する。
- 買い物の際には、環境に配慮したマークが付いた商品を選ぶ
- 長持ちする、*リサイクルしやすい、廃棄したときに環境に負荷を与えにくい製品を購入する。
- 食べきれる量だけ作り、食べ残しをせず、*食品ロスの削減に努める。
- 家具などなるべく補修し、できるだけ長く使用する。

事業者の行動

- ペーパーレス化を推進する。
- 両面印刷や縮小印刷、裏紙利用などにより紙の使用量を削減する。
- 小売店などでは、梱包材、容器包装等の減量化に努める。

- 飲食店などでは、ハーフサイズや小盛りメニューを導入し、*食品ロスの削減に努める。
- 建設工事における廃棄物の発生をできる限り抑える。

施策群 2 - 2 持続可能な資源利用への転換

限られた資源を有効に活用することが循環型の社会をつくります。区民と事業者が一体となって*リユースや*リサイクル、水を大切にするなど「循環」を意識した行動が重要です。

区の率先行動

【事業者としての率先行動】

- *グリーン購入を推進し、再生紙や再生原材料を使った商品を選ぶ。
- 全庁的な備品等の利活用制度を拡充する。
- 日常的な節水に取り組む。
- 雨水を植栽、花壇、打ち水へ利用する。
- 水漏れを点検する。
- 公共施設の新築・改修時には節水機器の導入や*中水利用を検討する。

区民の行動

- ごみと資源の分別を徹底する。
- 家のごみ箱をごみ用と資源用に分け、不要になった紙類を、資源になるか再確認してからごみ箱に入れる。
- 歯磨きのとき水を出しっぱなしにしない。
- 修理できるものは、壊れても修理して使う。
- 再生紙や再生原材料を使った商品を選ぶ。
- 地域の集団回収に参加する。
- *資源ごみ買取市を活用する。
- フリーマーケットやリサイクル店などを活用し、できる限り再利用する。
- 家電リサイクル法を守り、小型家電の回収に協力する。
- 水の使い方の工夫や節水機器の導入などにより、水の使用量を減らす。
- 雨水の利用を進める。

事業者の行動

- 商品の購入に際して、購入者が適正な包装、容器等を選択できるようにする。
- 製品、容器等の再利用の方法について情報提供し、再利用を促進する。
- 使用後の包装、容器等の回収策を講じて、その包装、容器等の再利用の促進を図る。
- 製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が再利用できるかどうか自ら評価して、再利用の容易な製品、容器等を開発する。

- 製品の設計から生産、使用、廃棄及び再利用までのライフサイクル全体を通じて環境に配慮した製品の製造、販売に努める。
- 水の使い方の工夫や節水機器の導入により、使用量を減らす。
- 雨水浸透ますを設置し、雨水を地下に浸透させる。
- トイレ洗浄水などに雨水や中水などの利活用を検討する。

施策群 2 - 3 廃棄物の適正処理

日々発生する廃棄物を適正に処理することは清潔で快適な暮らしに欠かせません。ごみ出しルールの順守やごみ集積所の美化など区民、事業者ともに、ごみを出す際、最後まで責任を持った適切な行動が重要となります。

区の率先行動

【各職員の率先行動】

- 基準に基づいて正しく廃棄物を分別する。

【事業者としての率先行動】

- 分別基準をわかりやすく表示する。
- 廃棄物処理の適正な契約と履行を実践する。

区民の行動

- ごみの分別を徹底し、リサイクル回収に参加する。
- ごみ出しのルールを守り、ごみ集積所の美化に努める。
- 不法投棄やポイ捨てをしない。
- ごみは水分をしっかりとってから出す。
- ペットボトルを洗うなど、廃棄物のリサイクル・処分が適切に行われるよう配慮する。
- 生ごみは、コンポスト容器などで土に返すことに努める。

事業者の行動

- 廃棄物を処理する場合は、自らの責任において適正に処理をする。
- 小規模（少量排出）の事業者で、区の収集を利用する場合は、事業系有料ごみ処理券を貼り、区指定の集積所に排出する。
- 廃棄物の保管場所を設置した上で、分別を徹底し、3Rを実践する。
- 廃棄物を処理業者（許可業者等）へ委託する場合は、処理責任を明確にするために処理料金等が記載された契約を結ぶ。また、廃棄物の発生から最終処分までの一連の工程が適正に行われるかなどの確認を行う。

行動による効果等（柱2 循環型社会の構築）

(1) 分別の徹底やごみ減量による効果

区内で収集する燃やすごみは、清掃工場で焼却し、焼却灰を東京湾の埋め立て処分場で処理しています。この処分場は23区のごみの最終処分場であり、埋め立てできる量には限りがあります。埋め立て処分場を長く使うためにも、ごみの減量が求められています。ごみを処理するためには、清掃車の収集運搬や焼却、埋め立て等の過程でCO₂を排出しますので、ごみ減量はCO₂削減にもつながります。

また、ごみ処理には、多額の経費がかかっています。ごみを減らせばこの行政コストも削減できます。

■ 分別の徹底

| | |
|---|---|
| <p>資源となる紙類をきちんと分別する 資源になる紙類をすべて分別したときと現状（ ）の比較</p> | <p>ごみ削減量 約16,000t/年間 コスト削減額 約4億円/年間 その他の環境効果 製紙原料の節約による森林資源保護</p> |
|---|---|

■ ごみの減量

| | |
|--|---|
| <p>食品を使い切り、未利用食品の廃棄をなくす 未利用食品の廃棄をすべてなくしたときと現状（ ）との比較</p> | <p>ごみ削減量 約5,000t/年間 コスト削減額 約2億円/年間 その他の環境効果 生物資源から作られる食料の無駄をなくす</p> |
| <p>不要なレジ袋を断り、ごみ袋以外のレジ袋の廃棄をなくす。 ごみ袋として使われているレジ袋以外の廃棄をすべてなくしたときと現状（ ）との比較</p> | <p>ごみ削減量 約3,000t/年間 コスト削減額 約1億円/年間 その他の環境効果 レジ袋の原料となる石油資源の節約</p> |

区内の家庭から出される燃やすごみの12.5%が資源となる紙類、3.6%が未利用食品、2.4%がごみ袋以外のレジ袋（2016（平成28）年8月 一般廃棄物排出実態調査）

(2) 節水による効果

地球は水の惑星と呼ばれていますが、地球上の水すべてのうち、人類を含む全ての陸上生物が使える湖や沼、河川の水は、約 0.01%しかありません。水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、生態系に多大な恩恵を与えています。

この貴重な水が、健全に循環し、水の恵みを将来にわたり享受できるように、水を大切に使い、節水に努めましょう。

節水量、節約額は、条件によって異なりますので、参考値としてご覧ください。

■ 歯磨き

| | |
|--|------------------------------------|
| 水を出しっぱなしにしない 1日2回、30秒間水を流しっぱなしの場合と コップに汲んで口をゆすいだ場合の比較 | 水の節約量 約 5L / 1回 節約額 約 900円 / 年間 |
|--|------------------------------------|

■ 洗面

| | |
|--|-------------------------------------|
| 水をためて、顔や手を洗う 1日1回、1分間水を流しっぱなしの場合と、 ためた場合の比較 | 水の節約量 約 10L / 1回 節約額 約 900円 / 年間 |
|--|-------------------------------------|

■ シャワー

| | |
|---|---------------------------------------|
| こまめに止めて流しっぱなしにしない 1日1回、3分間流しっぱなしにした場合と、 こまめに止めて1分間使った場合の比較 | 水の節約量 約 24L / 1回 節約額 約 2,100円 / 年間 |
|---|---------------------------------------|

■ トイレ

| | |
|---------------------------------------|---|
| 節水式のトイレを選ぶ 節水式トイレと従来式トイレの比較 | 水の節約量 (大) 約 7L / 1回 (小) 約 8L / 1回 節約額 約 2,900円 / 年間 |
|---------------------------------------|---|

■ 洗濯

| | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| お風呂の残り湯で洗濯する 1日1回洗濯する場合 | 水の節約量 約 90L / 1回 節約額 約 8,400円 / 年間 |
|-----------------------------------|---------------------------------------|

出典：東京ガス株式会社 ウルトラ省エネブック、東京都水道局ホームページをもとに算定

柱3 安全安心で快適なくらしの確保

日常生活や事業活動で近隣に影響を与えないようにするとともに、生活環境を維持、向上し、安全安心で快適な地域にしていくよう取り組みましょう。

柱3が目指す「地球にやさしいひとのまち」

すべてのひとが、日々の暮らしや事業活動において環境に配慮し、きれいな大気や水の恵みの中で暮らせる、快適で安全安心なまちになっています。

施策群3-1 生活環境の保全と公害対策の推進

大気汚染や騒音、振動、悪臭などは、生活の身近なところにおいても発生しています。

自らの行動を振り返り、近隣への迷惑が掛からないよう行動を改めるとともに、事業者においては適切な対応が重要となります。

区の率先行動

【事業者としての率先行動】

- 事業を実施するときは、騒音・振動・悪臭等の防止対策を徹底する。

区民の行動

- 音響機器やペットの鳴き声、早朝・深夜のオートバイや自動車利用などで、騒音を出さない。
- 洗剤を過剰に使用しない。
- 油などは紙でふき取り、直接下水に流さない。
- 自宅でごみを焼却しない。
- 殺虫剤や農薬等は、安全な製品を選び、使用を抑制する。
- 建設工事などを実施するときは、騒音・振動、悪臭を発生させない。

事業者の行動

- 騒音・振動を発生させる機器や自動車や拡声器等の使用を抑制するとともに、使用する場合には、周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。
- 建設工事などを実施するときは、騒音・振動、悪臭を発生させない。
- 揮発性有機化合物（VOC）排出の少ない塗料など、大気汚染の発生原因になる成分が少ない製品を積極的に利用する。
- 環境負荷の少ない燃料使用、熱源システムへの転換を進める。
- ボイラーなどの大気汚染物質を発生させる機器を設置する際には、より環境性能の高い機器を選択する。
- 化学物質の排出削減を図り、化学物質の適正管理を行う。
- ネオンや外部に光が漏れる照明などは必要最小限にする。

- 工場、事業所等における騒音・振動及び悪臭の発生源については、密閉性の高い建屋内に設置するなど周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。
- 環境に影響を与える可能性がある事故発生時の緊急時の体制を整える
- 環境に影響を与える可能性のある事故が発生した場合は迅速な対策と適切な情報開示を行う。

施策群3-2 快適で美しいまちづくり

まちの美化は、快適で安全安心な暮らしを実現する第一歩と言えます。

住宅・事業所の周辺を美しく保ち、公共空間をきれいに利用することが重要です。

区の率先行動

【事業者としての率先行動】

- 来訪者が気持ちよく過ごせるように区施設の内外を美しく保つ。
- 地域の美化活動などに積極的に参加する。
- 区施設の新設、改修時には、周辺景観との調和等に配慮する。

区民の行動

- 自宅周辺の美化に取り組む。
- 地域の美化活動等に積極的に参加する。
- 空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをしない。
- 散歩時のペットのふんはきちんと持ち帰る。
- 住宅を建築・改築する際は、法令順守はもとより周辺景観との調和や近隣への日照障害等の配慮に努める。

事業者の行動

- 事業所周辺の美化に取り組む。
- 地域の美化活動等に積極的に参加する。
- 事業所等を設置、増改築する際には、景観等に配慮する。

柱4 自然環境・生物多様性の保全

私たちの暮らしと自然や生物との関わりを学び、理解するとともに、こうした自然環境や生物が生息できる環境を保全する取組みを進めましょう。

柱4が目指す「地球にやさしいひとのまち」

すべてのひとが身近な自然とふれあい、生物多様性を理解し、保全のために行動しています。川と豊かなみどりに恵まれたまちに、多様な生物が暮らしています。

施策群4-1 自然や生物とふれあう機会の提供

足立区は、自然や生物とふれあうことができる川や各種の公園などに恵まれています。意外と知られていない場合もあるため、これらを積極的に活用するだけでなく、お気に入りの施設やスポットの情報を身近な人たちと共有し、自然や生物とふれあう機会を増やしていくことが重要です。

区の率先行動

【事業者としての率先行動】

- 関係機関等と連携しながら、自然や生物とふれあう機会を提供し、その情報を周知する。

区民の行動

- 区等が提供する環境情報に耳を傾ける。
- ときどき公園や川沿いなどを散歩する。

事業者の行動

- 区等の機会の提供やその情報発信に協力する。
- 従業員研修や社会貢献活動の一環として、自然や生物とふれあう機会を提供する。

施策群4-2 生物多様性への理解と取組みの推進

「生物多様性」という言葉は難しく感じますが、日常生活に非常に関係が深いものです。よく耳にする「自然の恵み」という言葉を「生物多様性の恵み」と置き換えるとわかりやすいかもしれません。

この生物多様性と日常生活の関連性を理解するために、まずは身近にできることから取組み、区が提供するプログラムや機会などに参加しながら、段階的に取組みの幅を広げていくことが重要です。

区の率先行動

【各職員の率先行動】

- 区施設等に植えられた樹木や、飛来する昆虫や鳥について興味・関心を持つ。

【事業者としての率先行動】

- 職員への情報提供を行い、生物多様性への理解を深める。
- 自らの業務と生物多様性の関係性を理解し、生物多様性の保全を考慮した取組みを進める。

区民の行動

- 身近な植物や、飛来する昆虫や鳥などに興味関心を持つ。
- 食事の際、生物多様性の恵みにより食材が手に入ることを話題にする。
- より身近で生産された野菜や果物などを購入する。
- 安易に生物を捕獲したり、持ち帰ったりしない。
- 生物園や都市農業公園、動物園や植物園に出かける。
- ペットは最後まで責任を持って飼う。
- 自然観察会や生物調査、各種イベント等に積極的に参加する。

事業者の行動

- 自らの業務と生物多様性の関係性を理解し、製品の原材料の調達など事業活動において、生態系への影響が少ないものを選択する。
- 観察会や調査、各種イベント等に、地域の一員として積極的に参加する。
- 社会貢献活動の一環として、従業員や顧客に対して、業務と生物多様性の関係性をわかりやすく発信する。
- 社会貢献活動の一環として、自然や生物とふれあう場をつくり、顧客等に提供する。

施策群4-3 多様な生物が暮らす自然環境の保全と創出

足立区のような都会においても、多様な生物が暮らす環境は存在し、それを作り出すことも可能です。

今ある自然環境を大切に保全するとともに、庭先やベランダなど、ちょっとした空間を活用して、足立区の昔ながらの自然を再現し、いろいろな生物が生息できる環境を作ることが重要です。

区の率先行動

【事業者としての率先行動】

- 生物多様性の保全を考慮した緑化を進める。
- 工事を行うときは、生物多様性に配慮した計画、設計、施工を行う。

区民の行動

- 庭やベランダ、玄関、屋上などで樹木や草花を育てる。
- 育てる樹木や草花について、足立区の自然の特徴にあった種類を選択する。
- 休日等に公園や山、海などに出かけ、自然の素晴らしさを体感するとともに、保全活動に参加する。
- 行政・企業等が行う保全活動・ボランティアに積極的に参加する。

事業者の行動

- 地域の自然環境保全活動などに積極的に参加する。
- 敷地内や屋上、壁面緑化など、積極的にみどりを増やす。
- 新たに植栽を行う際には、みどりの量を十分確保するとともに、足立区の自然の特徴にあった種類を選択する。
- 広い範囲の開発行為等を行う場合には、計画的に生物多様性に配慮したみどりの保全・創出を図り、みどりのネットワーク化を進める。

区内で生物多様性を楽しみながら実感できる施設

桑袋^{*}ビオトープ公園

もともとあった足立の自然の姿をとりもどそうと、桑袋小学校跡地に 2005 年につくられた公園です。この公園では人の手によって生物を持ち込むのではなく、環境を整えることで生物たちが自然と集まり暮らす、地域のビオトープとなる場所を目指しています。

園内には綾瀬川や身近な生物について楽しく学べる「あやせ川清流館」も併設されており、区民の方々と一緒に、人と生物の環境づくりを行っています。



< 桑袋ビオトープ公園地図 >

足立区生物園

生物園は、都市化により失われゆく自然の生物たちとの『ふれあいの場』です。

『いのち』の営みを続ける生物たちとの、心温まる交流を通じて、生命のすばらしさ、尊さを存分に感じてください。

自然環境の大切さ、自然との『共生』について考えるきっかけになるはずです。



< 足立区生物園内の様子 >

柱5 学びと行動のしくみづくり

環境について自ら学び、理解するとともに、できることから少しずつ行動を実践するとともに、それを継続し、さまざまな主体との連携で、行動の輪を広げましょう。

柱5が目指す「地球にやさしいひとのまち」

すべてのひとが、環境の大切さを理解し、環境行動を実践しています。さらに、こうした地球にやさしいひと同士がつながり、地域や地球の環境保全の取組みが進められています。

施策群5-1 環境情報の発信と環境意識の向上

環境に関する情報の多くは、たくさんの分野に渡るため、情報が多すぎたり、一つ一つが断片的になったりしがちです。そのため、よりわかりやすく情報を発信するとともに、区民や事業者間で情報を共有し、環境保全の取組みを広げていくことが重要です。

区の率先行動

【各職員の率先行動】

- 自らの業務における環境に関連した情報をわかりやすく庁内外に発信する。

【事業者としての率先行動】

- 環境に関するデータや情報、自らが行っている環境行動について、積極的に情報を発信する。

区民の行動

- 環境に関するニュースや記事に関心を持つ。
- 環境に関する本を読む。
- 環境に関するイベントやキャンペーンなどに参加する。
- 環境に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域などで共有する。

事業者の行動

- 業務に関連する環境情報や、自らが行っている環境行動について、積極的に情報を発信する。
- 事業所内で、区などが発信する環境情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。

施策群5-2 環境学習の推進と人材育成

環境学習の講座等を積極的に活用して知識や経験を蓄積し、自らの生活や事業にフィードバックすることが重要です。

また、学んだ知識や経験を地域や職場を巻き込みながら活動を拡大させていくことが必要です。

区の率先行動

【事業者としての率先行動】

- 職員向けの環境を学ぶ機会を設ける。
- 民間や他自治体を実施するイベントや講座等を積極的に参加する。
- 区内の人材や先進的な事業者などの情報を蓄積し、活用する。

区民の行動

- 環境に関する学習や体験できる施設を積極的に活用する。
- 生物とのふれあいや環境学習講座等に参加し、環境保全の取組みを実践する。
- 子どもの頃から生物や自然とふれあう機会を持つ。
- 学校や地域ぐるみの環境保全の取組みに積極的に参加する。
- 興味関心のある環境保全活動を地域で実践する。

事業者の行動

- 環境学習講座等を活用し、従業員の環境学習に取り組む。
- 事業所内の環境リーダーを育成し、環境保全活動を活発化する。
- 従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習の機会を提供する。

施策群 5 - 3 環境保全活動の拡大

環境の保全には、ひとりひとりの行動の積み重ねが重要です。さらに、このひとりひとりの行動が「つながり」を生むことで、その効果は飛躍的に大きく育っていきます。

家族から地域へ、社内から社外へと輪を広げていくことが重要です。

区の率先行動

【事業者としての率先行動】

- 環境に関するイベントや講座等において、区民や地域団体、事業者等と積極的に連携する。
- 事業者や区民のマッチングなど、コーディネーターとしての役割を担う。

区民の行動

- 自分が学んだ情報、知識、技術などを家族、友人などに伝え、環境保全に関する関心を高めていく。
- 自ら環境保全活動に参加するとともに、仲間を増やしていく。
- 自ら仲間とともに環境保全活動を企画・運営する。

事業者の行動

- 自ら行う環境保全活動を積極的にPRし、他の事業者の環境に関する関心を高めていく。
- 業界団体や商店街など、既存の事業者ネットワークを活用し、環境保全活動に取り組む仲間を増やしていく。
- EANA（エコ活動ネットワーク足立）に参加し、他事業者や地域団体、区との連携を深める。
- 地域の環境学習講座への講師派遣や環境学習プログラムの提供を行う。

資料編

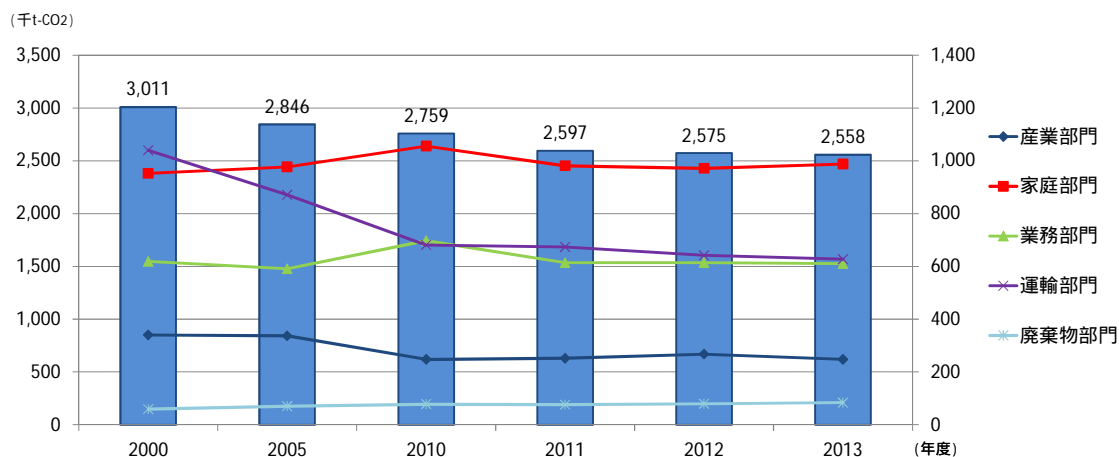
資料 1 C O₂削減目標の考え方

(1) C O₂排出量の現況

足立区のC O₂排出量を部門別にみると、2000(平成12)年度は運輸、家庭、業務の順に多くなっています。産業部門、運輸部門の排出量が減少傾向にあるのに対し、家庭部門、業務部門は、ほぼ横ばいになっています。

部門別C O₂排出量(単位:千t-C O₂)

| 部門 | 2000 | 2005 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 産業部門 | 340 | 337 | 247 | 252 | 267 | 248 |
| 家庭部門 | 953 | 977 | 1,056 | 981 | 972 | 989 |
| 業務部門 | 619 | 591 | 697 | 614 | 614 | 611 |
| 運輸部門計 | 1,040 | 871 | 681 | 674 | 642 | 627 |
| 廃棄物部門 | 59 | 70 | 77 | 76 | 79 | 84 |
| 総合計 | 3,011 | 2,846 | 2,759 | 2,597 | 2,575 | 2,558 |



足立区のC O₂排出量の推移

出典: 特別区の^{*}温室効果ガス排出量(1990~2013年度)

(オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)をもとに作成)

2013年度の電力^{*}排出係数(0.522kg-C O₂/kWh)を各年度に適用しC O₂排出量を再算定

(2) CO₂排出量の将来推計

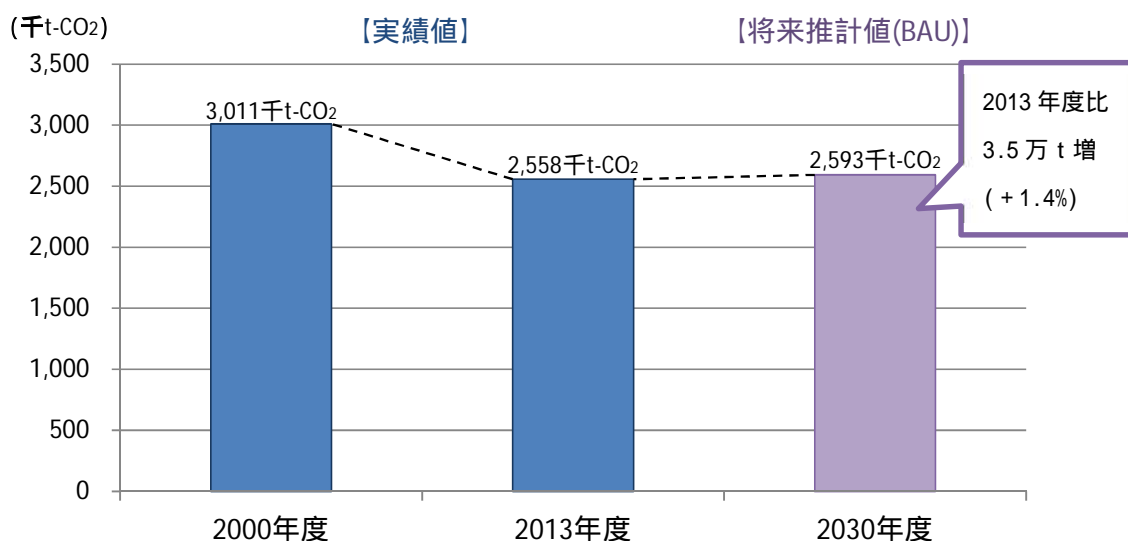
人口や世帯数などの今後の推計値をもとに、現状から追加的な対策を講じない場合（BAUケース）の2030（平成42）年度における区内のCO₂排出量を推計すると、259万3,000t-CO₂となり、2013（平成25）年度に比べ1.4%増加する見込みです。部門別の内訳をみると、家庭部門が18.4%、業務部門が15.2%増加となりますが、産業部門は27.9%、運輸部門は27.4%の減少になります。

BAU（business as usual）ケース

現状の対策のまま、追加的な対策をとらない場合

CO₂排出量の将来推計結果（BAUケース）

| 部門 | 現状値 (千t-CO ₂) | | | | 将来推計値 (千t-CO ₂) | | | 2030年度推計値の 増減率 | |
|-----|------------------------------|-------|-------|-------|--------------------------------|-------|-------|-------------------|---------|
| | 2000 | 2005 | 2010 | 2013 | 2020 | 2025 | 2030 | 2000年度比 | 2013年度比 |
| 産業 | 340 | 337 | 247 | 248 | 218 | 197 | 179 | 47.4% | 27.9% |
| 家庭 | 953 | 977 | 1,056 | 989 | 1,075 | 1,124 | 1,171 | 22.9% | 18.4% |
| 業務 | 619 | 591 | 697 | 611 | 646 | 675 | 704 | 13.7% | 15.2% |
| 運輸 | 1,040 | 871 | 681 | 627 | 537 | 492 | 455 | 56.2% | 27.4% |
| 廃棄物 | 59 | 70 | 77 | 84 | 85 | 85 | 84 | 43.4% | 0.5% |
| 合計 | 3,011 | 2,846 | 2,759 | 2,558 | 2,561 | 2,573 | 2,593 | 13.9% | 1.4% |



CO₂排出量の将来推計結果（BAUケース）

2013年度の電力*排出係数（0.522kg-CO₂/kWh）を各年度に適用しCO₂排出量を再算定

〔資料1 CO₂削減目標の考え方〕

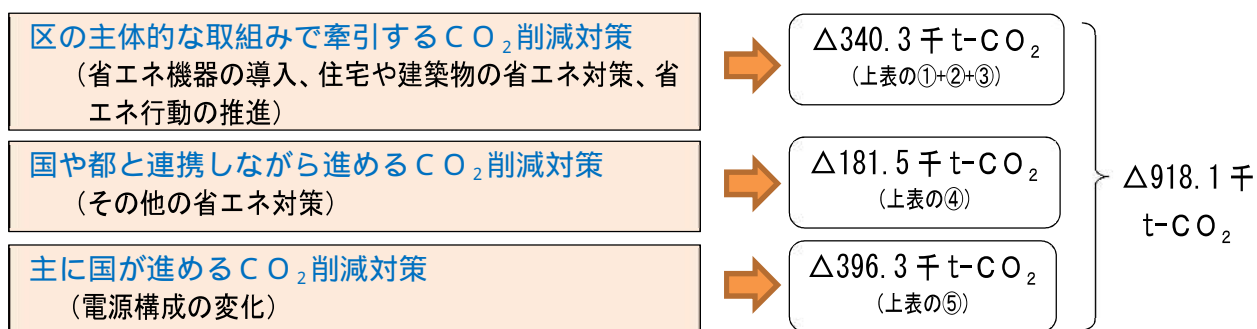
(3) CO₂排出量の削減見通し

政府の地球温暖化対策計画に基づき、国全体で進められる対策に加え、区の重点項目「行動やライフスタイルの変革に向けた普及啓発の推進」「家電や住宅・建築物等の省エネ化促進」を区民、事業者等と連携して積極的に取り組むことなどで、約91万8千t-CO₂の排出削減が図られ、約167万5,000t-CO₂（2013年度比で34.5%減）にまで低減することができます。

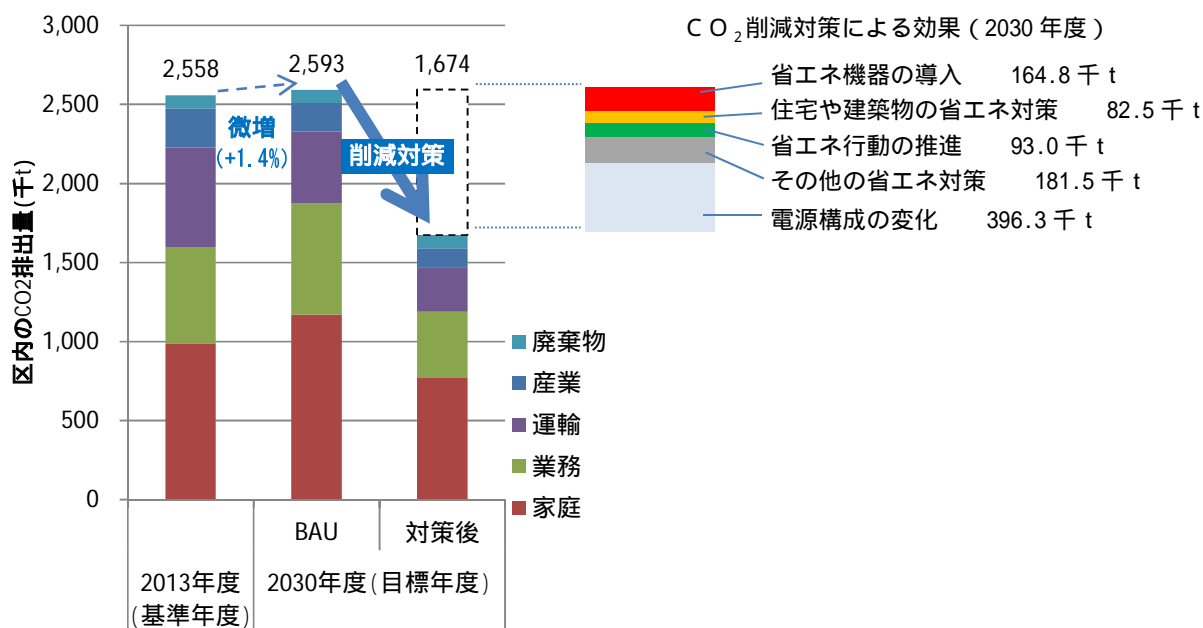
足立区内におけるCO₂削減シミュレーションの結果をまとめると、以下のとおりになります。

対策別の区内削減量の算定結果

| 対策項目 | 部門 | 国全体（政府、自治体、国民、事業者等）で取り組むべき対策 | 対策による区内削減量（対BAU） | 区分 |
|-------------|-----|------------------------------|------------------|----|
| 省エネ機器の導入 | 家庭 | *HEMS・*スマートター導入、高効率給湯器の導入等 | 91.2千t | |
| | 業務 | *BEMS、高効率照明、高効率ボイラーの導入等 | 73.6千t | |
| 住宅や建築物の省エネ化 | 家庭 | 断熱化、新築住宅の省エネ基準適合の推進等 | 45.6千t | |
| | 業務 | 断熱化、新築建築物の省エネ基準適合の推進 | 36.9千t | |
| 省エネ行動の推進 | 家庭 | こまめな消灯、適切な室温管理等 | 62.0千t | |
| | 業務 | こまめな消灯、適切な室温管理等 | 31.0千t | |
| その他の省エネ対策 | 産業 | 省エネ技術・設備の導入、エネルギー管理の徹底 | 29.7千t | |
| | 運輸 | 燃費の向上や*エコカーの導入など | 151.8千t | |
| 電力*排出係数の改善 | 全部門 | 排出係数の改善 | 396.3千t | |
| 合計 | | | 918.1千t | |



削減量の主体別内訳



部門別の区内削減量の算定結果

| 部門 | 2013年度 (基準年度) | 2024年度 (対2013増減率) | 2030年度(目標年度) | | |
|-----|------------------|------------------------|-------------------------|------------------|-------------------------|
| | | | BAU (対2013増減率) | 対策による区内削減量(対BAU) | 対策後 (対2013増減率) |
| 産業 | 247.9 千 t | 167.0 千 t (32.6%) | 178.8 千 t (27.9%) | 55.9 千 t | 122.9 千 t (50.4%) |
| 家庭 | 988.6 千 t | 847.4 千 t (14.3%) | 1,170.6 千 t (+18.4%) | 400.2 千 t | 770.4 千 t (22.1%) |
| 業務 | 610.7 千 t | 487.2 千 t (20.7%) | 703.8 千 t (+15.2%) | 284.0 千 t | 419.7 千 t (31.3%) |
| 運輸 | 627.1 千 t | 400.8 千 t (36.1%) | 455.3 千 t (27.4%) | 178.0 千 t | 277.3 千 t (55.8%) |
| 廃棄物 | 83.7 千 t | 84.0 千 t (+0.4%) | 84.1 千 t (+0.5%) | | 84.1 千 t (+0.5%) |
| 合計 | 2,558.0 千 t | 1986.3 千 t (22.3%) | 2,593.6 千 t (+1.4%) | 918.1 千 t | 1,674.5 千 t (34.5%) |

対策による区内削減量は、政府の地球温暖化対策計画に基づき、国全体で進められる対策の削減見込みを参考にして算定している。国の計画では、廃棄物からの排出量削減見込みは、各分野(産業、家庭、業務)に含まれている。このため、区の推計においても、廃棄物からの排出削減見込みは、各分野に含まれるため、カウントしていない。

資料2 指標の定義

| 施策群 | 指標 | 定義 |
|-----|---------------------|--|
| 1-1 | 省エネルギーを心がけている人 | 足立区政に関する世論調査で、環境のために心がけていることとして、「節電や節水など省エネルギーを心がけている」と回答した人の割合 |
| 1-2 | 区内の*再生可能エネルギーの導入容量 | 経済産業省資源エネルギー庁の*固定価格買取制度公表用ウェブサイトの足立区の導入容量 |
| 1-3 | 熱中症で搬送される患者数 | 足立区内で熱中症が原因で搬送された人数 東京消防庁救急部救急情報係に確認 |
| 2-1 | 1人1日あたりの家庭ごみ排出量 | 区民1人1日あたりの家庭ごみ（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ）排出量 |
| 2-2 | 資源化率 | 年間ごみ総量のうち、資源として選別したものの割合（行政による資源回収量＋集団回収による資源回収量＋燃やさないごみを資源化した量＋粗大ごみを資源化した量）÷（区が収集する事業系ごみを含む家庭ごみ排出量＋行政が回収した資源量＋集団回収による資源量） |
| 2-3 | 区内のごみ量 | 区が収集するごみ量と事業系持ち込みごみ量の合計 |
| 3-1 | 工場等に対する公害苦情相談件数 | 区に寄せられた公害に関する苦情の相談件数 |
| 3-2 | 地域で自主的に美化活動をしている団体数 | 区の「清掃美化活動実施団体支援事業」に登録する団体数 |
| 4-1 | 生物とふれあう事業の参加者数 | 1 環境部が実施し、区民等が参加する講座等のうち、生物とふれあう機会が含まれる事業（地球環境フェアは除く）の参加者数 2 荒川ビジターセンター、桑袋*ビオトープ公園、生物園、都市農業公園の4施設で実施される区民等が参加する講座等のうち、生物とふれあう機会が含まれる事業の参加者数 |
| 4-2 | 区民参加型生物調査の参加者数 | 環境部が実施し、区民が参加する生物調査の参加者数 |
| 4-3 | *樹木被覆率 | 区の面積のうち、樹木に覆われている面積の割合 |

| 施策群 | 指標 | 定義 |
|-----|-----------------------------------|---|
| 5-1 | 環境に配慮した製品を選んで使う人 | 足立区政に関する世論調査で、環境のために心がけていることとして、「環境に配慮した製品を選んで使っている」と回答した人の割合 |
| 5-2 | 環境学習プログラムに参加し、修了した人の数(累計) | 環境学習プログラムに参加した人のうち、認定を受けたり、出席日数、レポートなどの一定の要件を満たした人の数 |
| 5-3 | エコ活動ネットワーク足立の参加団体が実施した自主的な環境保全活動数 | エコ活動ネットワーク足立の参加団体が実施した自主的な環境保全活動数 |

資料3 計画策定の経過

1. 足立区環境審議会

(1) 足立区環境審議会委員名簿

| 氏名 | 区分 | 所属等 |
|--------|--------|---------------------------------|
| 田中 充 | 学識経験者 | 法政大学社会学部教授 |
| ○百田 真史 | 学識経験者 | 東京電機大学未来科学部准教授 |
| ぬかが 和子 | 区議会議員 | |
| 小泉 ひろし | 区議会議員 | |
| 藤沼 壮次 | 区議会議員 | 2016（平成28）年5月29日まで |
| 馬場 信男 | 区議会議員 | 2016（平成28）年5月30日から |
| 大竹 さよこ | 区議会議員 | 2016（平成28）年5月29日まで |
| さの 智恵子 | 区議会議員 | 2016（平成28）年5月30日から |
| 戸苅 建作 | 事業者 | 足立区商店街振興組合連合会 |
| 小林 英一郎 | 事業者 | 足立区工業会連合会 2016（平成28）年6月27日まで |
| 瀬田 章弘 | 事業者 | 足立区工業会連合会 2016（平成28）年6月28日から |
| 小泉 俊夫 | 事業者 | 東京商工会議所足立支部 |
| 佐藤 強士 | 区民 | 足立区町会・自治会連合会 |
| 茂木 福美 | 区民 | 足立区女性団体連合会 |
| 田邊 治代 | 区民 | 公募 |
| 長谷川 京子 | 区民 | 公募 |
| 古地 八重子 | 区民 | 公募 |
| 石川 義夫 | 行政機関職員 | 足立区副区長 |

凡例 ：会長 ：副会長

(2)足立区環境審議会審議経過

| 日付 | 審議事項等 |
|--|---|
| 2015(平成27)年 11月4日 平成27年度 第2回環境審議会 | ○第三次足立区環境基本計画について区長から諮問 ○第三次足立区環境基本計画について |
| 2016(平成28)年 1月15日 平成27年度 第3回環境審議会 | ○第二次足立区環境基本計画の延長に伴う新たな目標の設定について ○第三次足立区環境基本計画について |
| 3月29日 平成27年度 第4回環境審議会 | ○第三次足立区環境基本計画の体系案について ○専門部会の設置について 地球温暖化対策専門部会 人づくり・自然環境専門部会 |
| 5月19日 平成28年度 第1回環境審議会 | ○第三次足立区環境基本計画の体系案の一部修正について ○第三次足立区環境基本計画の施策体系案について |
| 7月29日 平成28年度 第2回環境審議会 | ○地球温暖化対策専門部会の検討結果について ○人づくり・自然環境専門部会の検討結果について ○第三次足立区環境基本計画の施策体系(案)について |
| 9月7日 平成28年度 第3回環境審議会 | ○第三次足立区環境基本計画(案)、足立区環境保全行動指針(案)について |
| 10月14日 平成28年度 第4回環境審議会 | ○第三次足立区環境基本計画(案)について |
| 12月9日 平成28年度 第5回環境審議会 | ○第三次足立区環境基本計画(案)のパブリックコメント(区民意見募集制度)の実施結果について ○第三次足立区環境基本計画(案)の一部変更について ○第三次足立区環境基本計画の用語解説(案)について |
| 1月6日 平成28年度 第6回環境審議会 | ○第三次足立区環境基本計画の答申について ○第三次足立区環境基本計画を区長へ答申 |

2. 足立区環境審議会地球温暖化対策専門部会

平成27年度第4回環境審議会では以下の点を検討することが下命された。

- ・ 区の削減目標（温室効果ガス、エネルギー使用量）
- ・ 地球温暖化対策に資する施策のうち、特に重点的に取り組むべき施策

(1) 足立区環境審議会地球温暖化対策専門部会名簿

| 氏名 | 所属等 | 区分 |
|-------|---------------------------------|----------|
| 百田 真史 | 東京電機大学未来科学部准教授 | 環境審議会副会長 |
| 藤野 純一 | 地球環境戦略研究機関上席研究員 国立環境研究所主任研究員 | 有識者 |
| 磐田 朋子 | 科学技術振興機構 低炭素社会戦略センター研究員 | 有識者 |
| 佐々木 拓 | 足立区経営戦略担当課長 | 区職員 |
| 佐藤 進一 | 足立区庁舎管理課長 | 区職員 |
| 河野 誠 | 東京電力パワーグリッド株式会社 上野支社長 | エネルギー事業者 |
| 木戸 千恵 | 東京ガス株式会社東部支店長 | エネルギー事業者 |

(2) 足立区環境審議会地球温暖化対策専門部会経過

| 日付 | 審議事項等 |
|--------------|---|
| 4月25日 第1回 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門部会の目的・進め方、第三次足立区環境基本計画について ○ 現在の区の実施状況について ○ 足立区内の温室効果ガス排出量の現状と将来予測について ○ 地球温暖化対策分野における主要課題の検討について ○ 新たな削減目標、指標について |
| 5月12日 第2回 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 削減目標について ○ 施策の方向性と重点施策、目標・指標について |
| 6月20日 第3回 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 削減目標案について ○ 地球温暖化対策の実施について ○ 専門部会取りまとめ |

3. 足立区環境審議会人づくり・自然環境専門部会

平成27年度第4回環境審議会では以下の点を検討することが下命された。

- ・世代別の人づくりのあり方と、実践につなげる施策や取組み方法
- ・都市で暮らす足立区民が、自然環境に対する関心を高め、生物多様性の重要性を理解するための施策や取組み方法

(1) 足立区環境審議会人づくり・自然環境専門部会名簿

| 氏名 | 所属等 | 区分 |
|-------|------------------|---------|
| 田中 充 | 法政大学社会学部教授 | 環境審議会会長 |
| 小堀 洋美 | 東京都市大学特別教授 | 有識者 |
| 石田 好広 | 目白大学人間学部教授 | 有識者 |
| 杉浦 正吾 | 杉浦環境プロジェクト株式会社代表 | 有識者 |
| 白倉 憲二 | みどり推進課長 | 区職員 |
| 佐藤 永樹 | 教育指導課指導主事 | 区職員 |

(2) 足立区環境審議会人づくり・自然環境専門部会経過

| 日付 | 審議事項等 |
|--------------|---|
| 4月14日 第1回 | ○専門部会の目的・進め方、第三次足立区環境基本計画について ○人づくりのあり方について ○自然環境・生物多様性保全のあり方について |
| 5月17日 第2回 | ○「人づくり」の取組みについて ○自然環境保全の取組みについて |
| 6月16日 第3回 | ○「人づくり」の取組みについて ○自然環境保全の取組みについて ○専門部会取りまとめ |

資料4 用語解説

あ行

アスベスト（石綿）

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、以前は保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていた。

飛び散ることや、吸い込むことで健康に影響を与えるため、現在では、労働安全衛生法や大気汚染防止法などで製造、輸入、譲渡、提供、使用が原則として禁止されているほか、石綿による障害の予防や飛散防止等が図られている。

あだち環境ゼミナール

区が実施する環境学習講座。高校生以上を対象に、月に一度、環境に関する様々なテーマについて学ぶ講座。年間の出席数と修了レポートで要件を満たした者は、「あだち環境マイスター」に認定される。

あだち自然ガイド

区内の自然と生物を紹介したパンフレット形式のもの。足立区ホームページからダウンロードできる。区内の自然環境や生物が観察できる場所、区内の生物を図鑑形式で紹介している。また、あだち自然ガイドの内容を充実させるため、ホームページ上に区内の生物目撃情報を投稿する「あだち自然ガイド投稿編」も設けている。

あだち・そらとつながるプロジェクト

区民にとって安心とより良いサービスを提供する太陽光発電システムの設置事業者を区が認定する制度。認定され

た事業者を「そらとつながるお店（そらつな店）」としてホームページで紹介している。

足立の環境

毎年度発行している区の環境の現状と対策、事業概要と実績データをまとめた冊子のこと。

一級河川

私たちの暮らしを守り、産業を発展させるうえで特に重要なかわりを持っている河川として、国土交通大臣が指定（区間を限定）した河川のこと。

ウォームビズ

環境省が冬の省エネ対策として推奨している、暖房時の室温を20℃に設定して快適に過ごすライフスタイルのこと。区の施設では暖房時の室温を19℃に設定している。

雨水浸透ます

雨水を地中に浸透させることができる設備のこと。雨水が急激に河川や下水道に流れ込むことによる洪水の防止につながる。

エコカー

環境に配慮した自動車の総称。大気汚染物質の排出を低減した低公害車や、走行にかかるエネルギー消費量を減らした低燃費車、ガソリンや軽油を燃料とする従来車と比較して、CO2排出量が低減される電気自動車や燃料電池自動車などがある。

エコ活動ネットワーク足立 EANA(いーな)

区内で環境活動・環境に係る活動を行う団体・事業者を対象とした登録制のネットワークのこと。Eco Activity Network Adachi の頭文字をとって略称を EANA としている。登録団体の情報を発信・提供し、区民に団体の環境活動のお知らせや環境意識の啓発を図ることで、区の環境活動の推進を目指している。

エコツアー

環境について学んだり、体験できる旅行のこと

エコドライブ

やさしく発進する、無駄なアイドリングしない、 unnecessary 荷物は積まないなど、燃料を節約し、二酸化炭素の排出量を減らす「環境に配慮した自動車の使用」に努めること。

エネルギーマネジメントシステム

EMS (Energy Management System) とも呼ばれ、IT を活用して、エネルギーの使用状況をリアルタイムで見せたり、ムダなエネルギー使用を抑えるように設備機器の利用を調整するような省エネルギー技術のこと。

エネルギーマネジメントシステムのうち、家庭向けを HEMS (Home EMS へムス)、ビル向けを BEMS (Building EMS べムス)、マンション向けを MEMS

(Mansion EMS めムス)、工場向けを FEMS (Factory EMS フェムス) という。また、地域内のエネルギー管理システ

ムを CEMS (Community EMS セムス) という。

オキシダント

大気中の*揮発性有機化合物 (VOC) や*NOx (窒素酸化物) が紫外線を受けた際、光化学反応によって発生するオゾンなどを指す。光化学スモッグの原因となり、高濃度になると粘膜や呼吸器など人体に影響を及ぼす。

オゾン層

高度 10~16km から 50km までの上空 (成層圏) にある、大気中のオゾンの 90% が集まっている層のこと。生命にとって有害な紫外線の地表に降り注ぐ量をやわらげる効果がある。人間の活動によって出されるフロンガスがオゾン層を破壊するため、対策が進められている。

温室効果ガス

地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす大気圏にある気体の総称。温室効果ガスにより、地球の平均気温が適温に保たれてきたが、近年、その量が増加したため、地球温暖化問題が生じている。*気候変動枠組条約で削減の対象となっているのは、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタンなど 7 種類ある。

か行

カーシェア

カーシェアリングの略。自動車を共同使用するサービスやシステムのこと。利用者は自動車を所有せず、必要ときに一定金額を支払って自動車を利用

〔資料4 用語解説〕

することになるため、公共交通や自転車とコストを比較することで自動車の利用を抑制し、環境負荷を低減する効果が期待できる。

カーボン・オフセット

自らの活動において削減努力をしても排出されてしまう*温室効果ガスの全部又は一部を、他の場所でも実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量で埋め合わせること。

外来種

もともとはその地域にいなかったのに、人間の活動によって、意図的・非意図的に本来の生息地・生育地の外から持ち込まれた生物種のこと。

化石燃料

石炭、石油、天然ガスなどの地中に埋蔵されている燃料の総称。数百万年以上前の植物やプランクトンなどが地中に埋もれ、高熱、高圧などの影響を受けてできたと言われている。化石燃料を燃やすことで二酸化炭素が排出される。

家庭用燃料電池（エネファーム）

都市ガスやプロパンガスから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させ、お湯をつくりながら発電するシステム。電気と熱の両方を有効利用するため、エネルギー効率を高めることができる。

環境アセスメント

環境影響評価のこと。大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめそ

の事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続き。

環境教育等による環境保全の取組に関する法律（環境教育等促進法）

環境保全活動・環境教育の一層の推進や、幅広い実践的人材づくりと活用が求められていることを踏まえ、旧法律を改正し、名称を変更の上、2012（平成24）年10月施行された法律。この法律に基づき、政府は、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本方針」を定めている。

環境整備基準

良好な都市環境の整備を促進することを目的として区が定めた基準のこと。区内で一定規模以上の宅地開発、集合住宅や大規模建築物の建築を行おうとする事業者に対し、法律で定められた申請手続きを行う前に指導及び協力を要請する内容になっている。

気候変動緩和策

*温室効果ガスの排出削減や吸収量の増加などにより、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させ、気候の変化の進行を食い止めたり、小さくする対策。

気候変動に関する政府間パネル（IPPC）

1988（昭和63）年に世界気象機関と国連環境計画により設立された組織で、気候変動に関する科学的な研究成果の収集、整理、評価を目的に世界各国の専門家で組織する政府間機構のこと。Intergovernmental Panel on Climate Change の略で IPCC と呼ばれる。数年おきに気候変動に関する評価報告書を発表している。

気候変動枠組条約

国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」のこと。1992（平成4）年に採択され、1994（平成6）年に発効した。日本は1993（平成5）年に批准している。締約国に*温室効果ガスの排出・吸収目録の作成や地球温暖化対策の策定とその実施などの義務を課している。

揮発性有機化合物（VOC）

通常の温度や気圧で蒸発しやすい有機化学物質の総称。大気汚染防止法では、大気中の紫外線と光化学反応を起こして*オキシダントとなり、*光化学スモッグの原因にもなる物質を揮発性有機化合物と定めている。代表的な物質は、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなど。

空間放射線量

空間に存在する放射線の単位時間あたりの量。単位は、マイクロシーベルト毎時（ $\mu\text{Sv/h}$ ）。

クールスポット

木陰など暑さをしのげる場所のこと。

クールチョイス

*温室効果ガス排出量の削減目標達成に向け、政府だけでなく、事業者や国民が一致団結して展開する国民運動のこと。日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促している。

クール・ネット東京

東京都内の温暖化対策を支援している地球温暖化防止活動推進センターの名称。*地球温暖化対策の推進に関する法律第24条に基づき、東京都地球温暖化防止活動推進センターとして指定を受け、公益財団法人東京都環境公社が運営している。都や区市町村などと連携し、地球温暖化防止に関する普及啓発を実施しているほか、地球温暖化防止活動に対してさまざまな支援を行っている。

クールビズ

環境省が夏の地球温暖化対策として推奨している、冷房時の室温を28℃に設定して快適に過ごす軽装などのライフスタイルのこと。冷房エネルギー節約の協力を求めている。

グリーン・イノベーション

エネルギー・環境分野において、これまでのモノ・仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

グリーン購入

品物やサービスを購入するとき、まず購入の必要性を十分に考え、品質や価格、利便性、デザインだけでなく、環境への影響ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること。

国は、法律に基づき、グリーン購入が義務付けられており、区も、国の基準に沿って品物やサービスを購入するときは、特別な事情があるときを除き、グリーン購入の基準を満たすものを購入している。

グリーン電力証書

風力、太陽光、バイオマス、水力や地熱などの*再生可能エネルギーで発電した電気が持つ環境価値を証書化して取引できるようにしたもの。再生可能エネルギーの普及・拡大を応援する仕組みの一つとして使われる。

経済・社会のグリーン化

環境配慮型の商品・サービスの普及や個人・事業者の環境配慮行動の浸透により、経済、社会全体で環境に配慮する方向に向かうこと。

ゲリラ豪雨

局地的な大雨、集中豪雨のこと。数時間で雨量が100mm以上になるものや、数十分の短時間で、狭い範囲に数十mm程度の雨量をもたらすこともある。

建築紛争予防条例

中高層建築物の建築に伴って生ずる日照、通風、採光の障害、風害、電波障害、プライバシーの侵害等や、工事中の騒音、振動、工事車両による交通問

題等の周辺の生活環境に及ぼす影響に関する近隣関係住民と建築主との間の紛争に対して、迅速かつ適正な解決を図るために1979(昭和54)年3月に制定された条例。

光化学スモッグ

自動車や工場などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが太陽光線を受けて、光化学反応を起こし発生するもので、目やのどに刺激を与え、健康被害が出ることもある。

固定価格買取制度

太陽光・風力・3万kW未満の水力・地熱・バイオマスを用いて発電された電気を国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度のこと。電気事業者が買取りに要した費用は、電気料金の一部として、国民が負担する再エネ賦課金によって賄われる。

ごみ出しアプリ

ごみの出し方や収集日などをスピーディーに検索することができる区が提供しているスマホアプリ。音声での品目検索や収集日の通知、資源ごみ買取市までのナビゲートなど便利な機能を搭載している。

ごみ屋敷

敷地内からあふれ出たごみの悪臭等により、近隣住民の生活環境に多大な影響を及ぼすような状態にある土地・建物のこと。区では「足立区生活環境の保全に関する条例」に基づき、対策を行っている。

コンポスト容器

家庭から出る生ごみを土の中の微生物の働きなどで分解し、堆肥に変えるための容器のこと。

さ行

災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物のこと。

再生可能エネルギー

永続的に利用することができるエネルギー源の総称。具体的には、太陽エネルギー、風力、水力、地熱、バイオマスなどがある。

サステナビリティ

英語では持続可能性を意味する。広く環境・社会・経済の3つの観点からこの世の中を持続可能にしていくという考え方のこと。

資源ごみ買取市

家庭から出る資源を買取市の開催日に直接持ち込み、事業者が市況に応じて買い取る制度。区が、区内リサイクル関連事業者との協働で実施している。

し尿

人の排泄物のこと。

樹木被覆率

樹木・竹類・樹林で覆われた「樹木被覆地」が、ある土地の面積に占める面積の割合のこと。

循環型社会

生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会のこと。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念である。

循環型社会形成推進基本法

*循環型社会の形成について、基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、基本計画の策定や循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律のこと。2000（平成12）年に施行された。

省エネ診断

*クール・ネット東京が実施している省エネ効果を高める運用対策を指導する事業のこと。エネルギー管理の専門的知識を持つ診断員が事業所を訪問してエネルギー使用状況を診断する。光熱費の削減や業務効率の改善、地球温暖化対策にもつながる。

食品ロス

まだ食べられるのに捨てられている食べ物のこと。

自立型街路灯

災害時や停電時も利用できる太陽光エネルギーを用いた街路灯のこと。

人感センサー

人間の存在を感知するセンサー。人感センサーで照明や空調などを自動制御

することで、消し忘れが防止でき、エネルギーのムダをなくすることができる。

侵略的外来種

外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるもの。

水素エネルギー

利用段階で二酸化炭素を排出しないエネルギーであり、*化石燃料だけでなく再生可能エネルギーからも製造することができる。燃料電池で自動車や熱の利用、発電などに利用できる。

スマートメーター

電力を計測するとともに通信機能を持たせ、電気使用状況の見える化を可能にする電力量計のこと。今後、すべての電力量計がスマートメーターに置き換わる予定である。これにより、発送電が効率的に行われるようになり、社会全体の省エネ化への寄与が期待されている。

生物多様性基本法

2008（平成20）年に施行された野生生物や生息環境、生態系全体のつながりを含めて保全する目的を持つ法律。

生物多様性国家戦略 2012-2020

*生物多様性条約第6条に基づき、条約締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画のことで、1995（平成7）年に第一次戦略が策定された。現在の生物多様性国家戦略 2012-2020 は、2012（平成24）年に閣議決定された。

生物多様性条約

国連の下、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする「生物の多様性に関する条約」のこと。1992（平成4）年5月に採択され、日本は1993（平成5）年に批准している。

そらつな制度

「あだち・そらとつながるプロジェクト」を参照。

た行

ダイオキシン類

主に物が燃焼することにより発生し、大気中に拡散するほか、過去に使用されていた農薬の不純物としても拡散された。環境中に広く存在しており、その量は非常に微量だが、微量でも強い毒性を持つと考えられている。ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、対策が進められている。

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

地球温暖化対策を推進するための法律。1998（平成10）年に制定され、何回かの改正を経ている。政府が定める地球温暖化対策計画や、国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付けなどについて定めている。

地区環境整備計画

都市計画マスタープランにおける土地利用やまちづくりを実現するため、地区レベルの土地利用の方針・地区施設等の整備方針を明らかにしたもの。

中水

飲むことはできないが人体に影響を及ぼさない形で再利用される水のこと。水洗トイレや工業用水などに利用され、雨水や雑排水など原水となる。

低炭素エネルギー

二酸化炭素の排出が少ないエネルギーのこと。

適応策

気温や海水面の上昇など気候変動に伴う影響に対して、人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減する対策のこと。一般的には、洪水や高潮を防ぐ堤防や防潮堤の構築、農作物の品種改良、熱中症対策、伝染病の予防などがある。

電気自動車

電気でモーターを回転させることで駆動する自動車のこと。排気ガスを発生しない低環境負荷型の自動車として普及拡大が期待されている。略称は、EV (Electric Vehicle)。

天然資源

天然に存在して、人間の生活や生産活動に利用しうる物資・エネルギーの総称。土地・水・埋蔵鉱物・森林・水産生物など。

特別緑地保全地域

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。これにより豊かな緑を将来に継承することができる。都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に規定されている。

な行

名古屋議定書

2010(平成22)年10月に名古屋市で開催された*生物多様性条約第10回締約国会議で採決された議定書で、医薬品や食料品の開発につながる遺伝資源により生じた利益を国際的に公平に配分することを目的としている。

夏休み子どもエコプロジェクト

区内全小学校の5年生を対象に、地球環境問題を身近なものとして学習し、家庭での省エネの実践を目的として進める事業。

二重窓

窓のサッシを二組使って断熱効果を高めたもの。寒冷地では寒さ対策として昔から一般的に用いられていたが、近年省エネルギーや防音対策の面からも有効とされ、温暖な地域でも使用されている。

日照障害

建築物や高架道路や鉄道の高架橋などによる日陰がもたらす環境悪化現象のこと。

燃料電池自動車

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車。従来の自動車に比べて排出ガスが少なく、高いエネルギー効率が期待できる。略称は、FCV (Fuel Cell Vehicle) 普及に向けて、水素を供給する水素ステーションの整備が課題になっている。

ノンフロン

*オゾン層を破壊するフロンを使わない技術や製品のことを指す。国の行政機関には原則としてノンフロン製品の使用が義務付けられている。

は行

排出係数

燃料、熱及び電気の使用量等から*温室効果ガスの排出量を換算するために用いられる数値のこと。使用量に排出係数を乗じることで排出量が算定できる。

ハイブリッド自動車

2つ以上の動力源を持つ自動車。略称はHV (Hybrid Vehicle)。一般的にはエンジンとモーターを動力源として備えたHEV (hybrid electric vehicle) を指すことが多い。

花いっぱい運動

花を通じて人々の気持ちを豊かにとの願いを込め、1952 (昭和27)年に長野県松本市で始まった運動で、現在では全国に広がっている。足立区では*ビューティフル・ウィンドウズ運動の一環として展開し、まちを美しく彩ること

を目的として、多くの人々が学校や地域で花を植えている。また、花壇の育成を通じて地域コミュニティの活性化やまちのイメージアップに繋げると共に、花の世話をする人の姿の存在で犯罪の抑止を図っている。

ヒートアイランド現象

都市の気温が郊外よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することからこのように呼ばれる。

ビオトープ

生命を意味するバイオと場所を示すトープからなるドイツ語で、生物が生息する空間を意味する。具体的には、池沼、湿地、草地、里山などが挙げられる。学校や公園等に整備されるビオトープは、自然にふれる機会の提供、自然環境や生物多様性の保全、普及啓発などを目的として、多様な生物の生息空間として機能することを目指して整備される。

ビューティフル・ウィンドウズ運動

区が実施している地域や警察、関係団体と連携し、犯罪のない美しい住みよいまちを目指す運動のこと。ニューヨーク市の「割れ窓理論 (ブローケン・ウィンドウズ) を参考に、美しい街を印象づけることで犯罪を抑止する運動である。

フードドライブ

イベントとして家庭で余っている食品を集めて、福祉施設にそれらを寄付すること。

フードバンク

日常的に主に企業などから余っている食品を集めて、定期的に福祉施設に無償分配する活動・団体のこと。

複層ガラス

複数枚の板ガラスを重ね、その間に中間層を設けたガラスのこと。中間層は密閉されているため、断熱効果が高まるほか、結露防止や遮音の効果もある。

ふれあい指導

清掃事務所の職員が、ごみの減量や分別方法、事業系有料ごみ処理券の貼付、集積所の清掃、集積所看板の整備等について、直接、区民や事業者に指導すること。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m ）以下のものをいう。SPM（Suspended Particulate Matter）ともいい、特に粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質のことを*PM2.5という。

プラグインハイブリッド自動車

家庭用電源での充電を可能とするタイプのハイブリッド自動車。基本走行時は電気を動力として燃費を向上させ、長距離走行時は、補助用動力としてガソリンエンジンを使用する。*電気自動車としても使用できるため、*ハイブリッド自動車に比べてランニングコストを低減できる。

ペーパーレス化

資料や書類などを紙に印刷することからコンピュータシステムの画面表示などに代えて、紙やコストの削減や業務の効率化を図ること。

保存樹木・樹林

足立区緑の保護育成条例施行規則により指定されるもので、「樹木の高さ10メートル以上、地上1.2メートルにおける幹周りが1.5メートル以上」のものが保存樹木、「樹木の一集団が占める土地の面積が 300m^2 以上」のものが保全樹林である。所有者または管理者の申請に基づき指定され、足立区保存樹木・樹林補助金交付事務処理要綱に基づき支援を行っている。

ま行

未利用エネルギー

利用されていないが、エネルギーとして活用できる可能性のあるもの。具体的には、河川水の熱、工場の排熱などが挙げられる。

みどりのカーテン

ゴーヤやアサガオなどのツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆うこと。自然の力を利用し、夏場の空調負荷を減らし、省エネルギー対策につながる。

や行

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林のこと。

ら行

リサイクル

不要なものを資源として再び利用すること。例えば古紙として出された紙は、再び紙の原料となり、トイレトーパーなどに生まれ変わる。

リデュース

買い物袋を持参してレジ袋を断るなど、ごみの発生を抑えること。

リユース

使えるものはくり返し使うこと。洋服やバッグ、家具など、まだまだ使えるものを大切に使う。

わ行

ワンルームマンション条例

ワンルームマンション等の建築及び管理に関し基本的事項を定めることにより、ワンルームマンション等の建築に起因する紛争の防止を図るとともに、地域における生活環境及び居住環境の向上を図り、もって良好な近隣関係を形成することを目的とした条例。

数字・アルファベット

3R (スリーアール)

*リデュース (Reduce)、*リユース (Reuse)、*リサイクル (Recycle) の総称。リデュースとはごみの発生を抑えること、リユースとは使えるものはくり返し使うこと、リサイクルとはごみを資源として再び利用することである。

ABS

遺伝資源の取得と利益配分のことで、Access and Benefit-Sharing の略。遺伝資源を利用して、医薬品や食料品、化粧品などが開発されている現代社会において、遺伝資源が存在する国や先住民に利益を還元する仕組み。

BEMS (ベムス)

ビルの*エネルギー管理システムのこと。(Building and Energy Management System)
IT技術を活用し、ビル全体の電力使用量をきめ細かく計測・蓄積し、エネルギー管理を支援するシステムのこと。

HEMS (へムス)

家庭の*エネルギー管理システムのこと。(Home Energy Management System)
IT技術を活用し、家電製品ごと、部屋ごとなど電力使用量をきめ細かく計測・蓄積し、リアルタイムで表示する「見える化」を図り、家庭におけるエネルギー管理を支援するシステムのこと。

LED

発光ダイオードを使用した照明器具のことで、Light Emitting Diode の略。白熱灯や蛍光灯に比べ、長寿命で電力消費も少ない。従来の照明具に比べて配光制御にすぐれ、光の利用効率が高められるのが特長。点滅や調光も容易で、LED 照明の普及によって照明分野における省エネルギーが加速度的に進むことが期待されている。

NGO

Non Governmental Organization の略で非政府組織のこと。民間人や民間団体が作る組織の総称だが、日本では、国際的なものとしてNGOが使われており、「国際協力に携わる組織」や「政府を補完する側面」として使われる。

NOx

窒素と酸素の化合物の総称。一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）、一酸化二窒素（N₂O）などがある。*光化学スモッグなど大気汚染の原因となる物質で、主な発生源は自動車の排気ガスである。一酸化二窒素は、*国連気候変動枠組条約で削減の対象となっている*温室効果ガスの一つである。

NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称である。

PM2.5

大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいものを指す。（粒径 2.5 μm 以下の微小粒子状物質）

Rのお店

ごみ減量や*リサイクルを積極的に推進している小売店を「R（リサイクル）のお店」として登録・公表している。

SNS

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、人と人とのつながりを促進・支援する Web サイトおよびネットサービスのこと。具体的には Twitter や Facebook が挙げられる。